

【メールマガジン～近畿運輸局公共交通だより】

2022年6月22日配信（号外）

平素より国土交通・観光行政にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様に対する資金繰り支援等につきまして、国土交通省では、地方運輸局等から地方公共団体の交通担当部署等への調査を行い、地方公共団体による地域公共交通に対する新型コロナウイルス感染症関連の支援例をまとめました。

この度、国土交通省総合政策局交通政策課より情報の展開がありましたので、本メールマガジンで【地域公共交通の維持確保に向けた支援例について】を提供いたしますので、活用をご検討ください。

☆☆☆ご意見・情報がありましたら、以下までお寄せ下さい。☆☆☆

★★★ご意見や情報、メールアドレスの変更はこちらへ★★★

kkt-kinki-kikakuka@mlit.go.jp

【号外！】
地域公共交通の維持確保に向けた支援事例について
（総合政策局 交通政策課）

公共交通機関は、地域住民の日常生活や我が国の経済産業活動を支える、まさにエッセンシャルサービスとして、極めて公共性の高い役割を担って頂いており、現場での感染のリスクや不安を抱えながら、業務に献身的に従事していただいていることに感謝を申し上げます。

このたび、国土交通省では、地方運輸局等から地方公共団体の交通担当部署等への調査を行い、地方公共団体による地域公共交通に対する新型コロナウイルス感染症関連の支援事例をまとめました。詳細につきましては、別添をご確認ください。

今般の調査では、地方公共団体による約 4,000 の支援事業を把握いたしました。多くの地方公共団体で、地域公共交通に対する独自の支援をいただいたことに、感謝を申し上げます。

この度、令和 4 年 4 月 26 日に、「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」が決定され、地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施することを目的として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」（※）を創設することが定められました。

※令和 3 年度補正予算で計上した地方創生臨時交付金における地方単独事業分 1.2 兆円のうち留保していた 2,000 億円及び令和 4 年 4 月 28 日に閣議決定された令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用により臨時交付金に措置された 8,000 億円の合計 1 兆円

総合緊急対策においては、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用することにより、「農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする」とされております。

地方公共団体の皆様におかれましては、コロナ禍で苦境に直面している公共交通事業者に対して、引き続きご支援いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。ご検討に際しましては、これまでの地方公共団体の取組事例（別添）も是非ご参照ください。

■別添

- ・地域公共交通に対する地方公共団体による新型コロナウイルス感染症関連の支援例（令和 4 年 5 月 9 日時点）（リスト）

■参考

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

【本件のお問い合わせ先】

- 総合政策局 交通政策課 hqt-koutsuseisaku_joho@gxb.mlit.go.jp TEL:03-5253-8275
- 北海道運輸局 交通政策部 交通企画課 hkt-koutsukikakuka@gxb.mlit.go.jp TEL:011-290-2721
- 東北運輸局 交通政策部 交通企画課 tht-touhoku6-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp TEL:022-791-7507
- 関東運輸局 交通政策部 交通企画課 ktt-koutsuu@mlit.go.jp TEL:045-211-7209
- 北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課 hrt-kosei-kikaku@mlit.go.jp TEL:025-285-9151
- 中部運輸局 交通政策部 交通企画課 cbt-chubu-kikaku@gxb.mlit.go.jp TEL:052-952-8006
- 近畿運輸局 交通政策部 交通企画課 kkt-kinki-kikakuka@mlit.go.jp TEL:06-6949-6409
- 中国運輸局 交通政策部 交通企画課 cgt-kotsukikaku@gxb.mlit.go.jp TEL:082-228-3495
- 四国運輸局 交通政策部 交通企画課 skt-koutuukikaku@mlit.go.jp TEL:087-802-6725
- 九州運輸局 交通政策部 交通企画課 gst-gst-kikaku@gxb.mlit.go.jp TEL:092-472-2315
- 沖縄総合事務局 運輸部 企画室 unyu-kikaku.j2a@ogb.cao.go.jp TEL:098-866-1812

地域公共交通に対する地方公共団体による新型コロナウイルス感染症 関連の支援事例（令和4年5月9日時点）

- 地方運輸局等では地方公共団体による約4,000事業について把握。
- このうち、臨時交付金を活用しているものは約9割の約3,500事業。

※前回配信時（令和3年11月15日時点）では、約3,600事業（うち臨時交付金を活用したもの約3,200事業）を把握していたところ。

- 令和4年5月9日締切分（4月1日～5月9日提出分）としては、約170事業を把握。
- 新たに把握した主な支援例は、以下のとおり。

「感染症防止対策」

マスクや飛沫シート、消毒等の必要設備に関する経費を支援する他、3密対策に関連し、増便経費、指定したタクシー利用に関する助成などがある。

・ 高知県南国市

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が悪化し、バス事業又はタクシー事業の継続が困難となった事業者に対して、事業の継続及び感染防止対策の促進を目的として実施

（対象事業者・補助額）

- ・ 法人タクシー、介護タクシー 10万円／台
- ・ 貸切バス 20万円／台

（予算額） 11,600千円

「運行支援」

交通事業者への「運行支援」について、支給される支援額の算定方法別では、事業者に対する一律給付、事業規模（車両数、運行系統数等）等がある。

併せて、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の厳しい事業者に対して、燃料価格上昇分を含む燃料費に対する支援も実施している。

・ 秋田県由利本荘市

タクシーを利用する乗客に対して初乗り運賃 500 円分を割引くため、市内に本社または営業所を有するタクシー事業所に対して割引券を配布し、割引分を補助

（割引額） 500 円

（補助率） 10/10

・ 茨城県土浦市

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者が減少するなかでも市民の重要な移動手段である公共交通等の運行継続に努めている事業者に対し、補助金交付でその事業継続を支援

（対象事業者） 市内に本社（乗合バス事業者は支店も可）を置く交通関連事業者

（補助額） 事業用自動車の保有台数に応じて補助金を交付

・ 乗合バス事業者… 1 台につき 75 千円

・ 貸切バス事業者… 1 台につき 50 千円

・ タクシー、乗合タクシー事業者… 1 台につき 25 千円

・ 運転代行事業者… 1 台につき 20 千円

（事業費） 20,565 千円

・ 鹿児島県南種子町

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、航路・航空路の交通事業者を取り巻く環境が引き続き非常に厳しい状況にあることに加えて、昨秋からの急激な原油価格高騰も重なり、更なる影響が懸念されることから、支援金を交付

（補助対象者） 種子島・鹿児島間を運行する航路・航空路事業者

※令和4年4月1日時点

（支援額） 1 対象事業者につき 200 万円

「MaaS等の新たな地域交通体系整備」

新しい生活様式に対応した公共交通の利用環境構築に対する支援などがある。

・ 岐阜県

新モビリティサービス（MaaS、AIによるオンデマンド交通）の導入に向けて、市町村が事業の成立性や費用対効果等の実証を行うことを目的として取り組む事業に対して支援

（補助率）県 1/2

・ 島根県大田市

利用者の利便性向上と感染症拡大防止対策として市内路線バス事業者が実施する非接触型ICカードシステム導入を支援

（対象事業者）市内路線バス事業者

（補助率）事業費の1/3以内

（予算総額）19,948千円

「その他」

上記の他、ワクチン接種に係る移動支援、利用促進、設備投資なども支援。

・ 北海道七飯町

七飯町内の地域公共交通事業者等が所有する営業車両に、七飯町内への観光誘客促進を目的とした広告ステッカーを掲載し、当該営業車両を保有する公共交通事業者に対して七飯町から支援金を交付

（広告料）営業車両1台につき1ヶ月2,200円

（広告掲載期間）令和4年5月1日から令和5年3月31日まで

（掲載ステッカー枚数）営業車両1台につき1枚

（事業予定額）4,163千円

・ 大阪府河内長野市

65歳以上の高齢者の新型コロナウイルスワクチンの接種にあたり、バス・タクシー共通乗車券を交付（ワクチンの接種券の送付に併せ、乗車券を同封）し、医療機関までの公共交通による移動手段を確保

（補助内容）

・バス利用の場合 1枚利用につき、1乗車無料

・タクシー利用の場合 1枚利用につき、初乗り運賃分を割引

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰越分)の活 用の有無	臨時交付金 (事業者 支援分)の 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者 支援分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越 分)の活用 の有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したも に○	活用したも に○	活用したも に○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活 用したものに●	活用したも に○	5/9まで申請 したものに○
北海道	北海道	1	感染拡大防止ガイド ラインの策定普及 事業	協会・組合等の団体によるガイドライン策定及び普及啓発支援 ○バス、タクシー共同で定額1,000万円 ガイドラインに沿った取組を実践する事業者等に給付金を業界団体から支給 ○各事業者定額25万円	○							
北海道	北海道	1	教育旅行支援	道内において、貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に配慮して実施する教育旅行を支援。 ○貸切バス等支援(通常1クラス1台のバスを2台に増やす場合等のバス料金) 1台1日あたり14万円 ○宿泊支援(1部屋あたりの宿泊人数を減らす場合の部屋数増等に伴う宿泊料金) 1人1泊あたり3千円		○			●			○
北海道	北海道	4	公共交通利用促進 キャンペーン	感染リスク低減に配慮する交通事業者(鉄道、バス、タクシー、フェリー、航空)が発行する乗り放題乗車券、クーポン等について、利用者が購入する際の費用一部負担		○			●			
北海道	北海道	1	交通事業者の感染 防止対策に対する 支援	「3密」状態が発生しやすい公共交通機関における感染拡大防止対策に要する経費の一部を支援する (国・助成率1/2 道 助成率1/4 (国助成に上乗せ))			○					
北海道	北海道	2	地域公共交通事業者 臨時支援事業補助 金	地域住民にとって最も身近な交通手段である乗合バス及びタクシー事業者に対して、今後の事業継続とワクチン接種の促進にも寄与するよう臨時的に支援を行うことを目的として、交通事業者に支援金を交付。 ○乗合バス事業者 1台あたり40千円(1社100台上限) ○タクシー事業者 1台あたり25千円(1社100台上限)				○				
北海道	北海道	4	アドベンチャートラ ベル推進事業	ATWSの開催を契機として、アドベンチャートラベルを道の代表するツーリズムの1つとするため、人材育成や戦略的な市場開拓等の取組を実施。								○
北海道	北海道	4	地域の魅力を活か した観光地づくり推 進事業	地域の観光協会等が実施する新たな商品づくり等の取組を支援し、地域経済の活性化を図る。								○
北海道	北海道	4	観光人材確保・育 成事業	ポストコロナを見据えた北海道観光の受入体制整備を推進するため、セミナーや研修を実施し、観光人材の確保や育成を図る。								○
北海道	北海道	4	北海道教育旅行活 性化	北海道への教育旅行の誘致を図るため、情報発信及び関係者に対するプロモーション等を実施する。								○
北海道	北海道	4	ポストコロナへ向け た安全・安心な観光 の情報発信事業	感染症対策情報等を一元的にリアルタイムで提供するツールを構築し、インバウンド客をはじめ、誰もが安全安心に滞在できる観光地づくりを推進する。								○
北海道	北海道	4	誘客促進・需要喚 起による北海道観 光再興事業	新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ北海道観光の再興を図るため、プロモーションを実施する。								○
北海道	北海道	4	宿泊施設を核とし た滞在型観光推進事 業	地域観光の拠点となる民泊モデルを構築・実践することにより、宿泊により滞在型観光を促進し、自然や食、体験などを活かした地域観光の活性化を図る。								○
北海道	北海道	4	欧米人任用による インバウンド強化事 業	語学指導等外国人青年誘致事業を活用して機構に欧米人を活用し、欧米からの誘客を強化する。								○
北海道	石狩市	1	石狩市公共交通支 援事業補助金	公共交通の維持を図るため、市内に路線又は営業所を有する交通事業者に感染防止対策に要する経費の一部を補助。 ○乗合バス、法人タクシー事業者 1台あたり1万円(上限額100万円) 安全対策に関する備品(飛沫シートや非接触型体温計など)の4月1日以降購入が対象(申請期限:令和3年3月31日(水)まで)	○							
北海道	石狩市	2	石狩市公共交通支 援事業補助金	石狩市内に路線又は営業所を有する道路運送法第3条及び第5条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者(個人タクシー事業者を除く)に補助金を支給。 (基本額) 20万円 (加算額) ・一般乗合旅客自動車運送事業(乗合バス)→1台につき 10万円 ・一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)→1台につき 5万円 ・一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)→1台につき10万円							○	
北海道	石狩市	2	石狩市酒類提供飲 食店等事業継続緊 急支援事業	大人数の会食や忘年会、新年会の自粛などのため、多大な影響を受けているタクシー・運転代行事業者による事業の継続と資金繰りの改善を目的とした支援金を支給。 ○法人タクシー・個人タクシー・運転代行事業者 1事業者当たり30万円 ○令和2年11月～令和3年1月のうち、いずれかの月の売上高が前年同期比で50%以上減少していること(申請期限:令和3年3月31日(水)まで)			○					
北海道	江別市	1	江別市一般旅客自 動車運送事業者支 援事業	一般旅客自動車運送事業者が行う感染防止対策のための環境整備、衛生管理への支援。 ○法人事業者 20万円(ただし登録車両が1台のみの場合は10万円) ○個人事業者 10万円	○							
北海道	江別市	1、2	江別市一般旅客自 動車運送事業者支 援事業	道路運送法第4条の許可を受けている事業者で市内に営業所を置く事業者へ 基礎額 10万円 加算額 登録車両2台目以降1台あたり5万円 を給付する						○		
北海道	江別市	1、2	江別市市内バス路 線維持確保臨時支 援事業	江別市区域内を定期的に運行する路線バス事業者に対し(要件有) 基礎額 850万円 加算額 市内に営業所を置く場合登録車両1台につき10万円 を給付する						○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用 の有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○
北海道	長沼町	1	長沼町休業協力・ 感染リスク低減支 援金	町内の対象施設(店舗)の休業や営業時間の短縮と感染リスクを低減する自主的な取組を支援。 ○バス・タクシー事業者 感染予防策を講じた場合に30万円	○							
北海道	長沼町	2	交通事業者支援事 業	町民の生活及び観光に必要な交通の維持及び確保や、今後の観光受入環境整備を図るため、町内に本社のある交通事業者に対し支援を行う i ハイヤー: 4月～9月までの運行日数・運行時間の延長に係る人件費の2/3補助 2,457千円 ii 観光バス: 一律300千円×所有バス8台=2,400千円			○					
北海道	岩見沢市	2	小規模事業者等経 営サポート給付金 事業	売上が激減している小規模事業者やいち早く影響を受けた事業者に対し支援 特別加算 ○タクシー事業者 150万円×2回 ○貸切バス事業者 100万円×2回	○							
北海道	岩見沢市	1	岩見沢市タクシー 等宅配支援事業	<事業内容> 人と人との接触機会の低減などの新しい生活様式と、これに適應した新たな業態の普及・定着を図ることを目的として、タクシー事業者等による市内飲食店の飲食物の配達(デリバリー)に係る配達料の一部を補助する。 【補助額】 配達1件につき、配達料の2/3以内とする。 ※100円未満切捨て、上限1,000円		○						
北海道	岩見沢市	4	学生・農業短期就 労支援事業	新型コロナウイルスの影響下でアルバイト先を求める大学生を対象に、郊外の農家での就労を可能とすることを目的に市でタクシーを借上げ、移動手段として提供		○						
北海道	岩見沢市	1	岩見沢市タクシー 事業者宅配サービ ス支援事業補助金 交付要綱	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組みつつ、経済を活性化することを目的とし、飲食店と連携して行う飲食料品の宅配サービスを実施している岩見沢市内のタクシー事業者を支援するため、タクシーの運行に係る経費の一部を補助する。 ・飲食店と宅配先の距離に応じた宅配料から、利用者負担分を差し引いた金額を補助。			○					
北海道	岩見沢市	1	岩見沢市生活交通 維持確保緊急支援 金交付要綱	・利用者及び乗務員等並びに車両及び停留所等の感染防止対策及び利用の回復を図るための経費並びに路線の維持及び安定的な運行に資すると認められる経費を支援する。 ・バス1系統あたり100万円			○					
北海道	岩見沢市	4	学生・農業短期就 労支援事業	JALいわみざわが新型コロナウイルスの影響を受ける大学生を対象に実施した、学生・農業短期就労支援事業(郊外の農家への就労に係る移動手段としてタクシーを借り上げる事業)に対して事業費の1/2を補助			○					
北海道	岩見沢市	2	小規模事業者等経 営サポート給付金	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や緊急事態宣言により特に売上が減少した事業者を支援する。 ※卸・小売業、飲食業に対して給付される一般給付の他に、特別加算として下記の事業者へ給付する。 タクシー事業者: 1事業者あたり 1,500千円×2回 運転代行事業者: 1事業者あたり 100千円×2回 貸切バス事業者: 1事業者あたり 1,000千円×1回					○			
北海道	北広島市	1	北広島市一般旅客 自動車運送事業者 感染症対策支援金	市民生活に必要な公共交通の維持及び確保に努める一般旅客自動車運送事業者に対し、感染症の感染防止対策に活用できる支援金を交付 法人事業者 40台以上30万円、2～39台20万円、1台10万円 個人事業者 10万円		○						
北海道	北広島市	2	北広島市生活バス 路線運行継続緊急 支援金	地域公共交通の安定的な運行及び市民生活に欠かすことのできないバス路線の維持を図るため支援金を交付 予算額30,000千円		○						
北海道	北広島市	2	地域公共交通事業 者感染症対策事業	市民生活に必要な公共交通の維持及び確保に努める一般旅客自動車運送事業者に対し、支援金を交付。 【交付対象者】次のいずれかに該当する事業者 1令和3年(2021年)4月1日時点で道路運送法第4条第1項の許可を受けている事業者であって、市内に本店(個人事業者にあつては、住所)又は路運送法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所を置く事業者 2令和3年4月1日時点で道路運送法第4条第1項の許可を受けている事業者であって、路線内系統の起点、終点及び運行経路のいずれかが本市の区域内にあるバス路線(高速バス路線、市内の停留所が乗車専用又は降車専用みのバス路線は除く)を運行している事業者 【支援金の額】 法人事業者 20万円(市内営業所に配置する登録車両の台数が40台以上の場合は30万円、1台の場合は10万円) 個人事業者 10万円			○					
北海道	北広島市	2	地域公共交通事業 者感染症対策事業	市内完結路線を運行するバス事業者に対し、運行に係る支援金を交付。			○					
北海道	千歳市	2	新型コロナウイルス 感染症対応市内事 業者緊急給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し、事業の継続を下支えするため、事業全般に広く使える給付金 ※市内に本社・本店がない場合は一部のみ支給 タクシー: 1事業者あたり70万円 個人事業者 50万円 バス: 1事業者あたり70万円		○						
北海道	千歳市	1	千歳市バス・タク シー安心利用促進 事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防し、市民が安心して利用できるよう、市内を運行するバス事業者及びタクシー事業者を対象として、車両内に抗ウイルス・抗菌加工を施す経費の助成を行う。 (補助対象限度額) 路線バス事業者及びスクールバス事業者: 1車両当たり10万円 タクシー事業者及び福祉タクシー事業者並びに協議会等: 1車両当たり1万円								
北海道	千歳市	2	新型コロナウイルス 感染症対応事業継 続支援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、大幅に売上高の減少が生じている市内の事業者等に対し、事業継続を支援するための給付金 タクシー: 1事業者あたり20万円 バス: 1事業者あたり20万円			○					
北海道	千歳市	2	新型コロナウイルス 感染症対応市内事 業者支援給付金	度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う要請によって、疲弊している市内事業者を支援するため、事業全体に幅広く活用できる給付金(国の月次支援金、道の道特別支援金への上乗せ) タクシー: 1事業者あたり20万円 個人事業者 10万円 バス: 1事業者あたり20万円					●			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用 の有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したもの に○	活用したもの に○	活用したもの に○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したもの に○	活用したもの に○	5/9まで申請 したものに○
北海道	札幌市	2	公共交通確保緊急 支援金交付事業	感染症対策を講じながら事業を継続する事業者への支援金 札幌市内に本店、営業所を置く法人又は個人のタクシー事業者1台あたり1万円 札幌市内の路線バス事業者に対して市内完結路線を走行するバス1台あたり10万円 事業予算額:1億6,500万円		○							
北海道	札幌市	1	公共交通確保緊急 支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により利用者の減少などの影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者(福祉輸送限定事業者を除く。)に 対して、感染拡大防止対策への支援を行うもの ・札幌市内完結路線を走行する乗合バス事業者に対してバス1台あたり40千円 ・札幌市内に営業所を置く法人又は個人のタクシー事業者に対してタクシー1台あたり25千円			○						
北海道	札幌市	2	乗合バス路線維持 補助	乗合バス路線維持のため補助要件を満たす系統について補助金を交付。 なお、従来実施している補助要件に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している市内バス路線の維持を図るため、一部要件の緩和を実施。									
北海道	札幌市	2	乗合バス路線維持 補助	乗合バス路線維持のため補助要件を満たす系統について補助金を交付。 なお、従来実施している補助要件に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している市内バス路線の維持を図るため、一部要件の緩和を実施。									○
北海道	小樽市	2	公共交通事業者等 支援事業費補助金	外出自粛要請と観光客の減少により運賃収入等が減少(対前年同月30%)している交通事業者等に対して、事業継続に向けた支援 基本額:法人20万円、個人10万円 加算額:バス1台5万円 タクシー1台1万円		○							
北海道	小樽市	4	バスロケーションシ ステム導入事業費 補助金	感染拡大により影響を受けた経済活動の回復を目的に、市民の利便性向上や観光客による公共交通の利用促進のためバスロケーションシステムの導入を支援 事業予算額:6,000万円		○							
北海道	小樽市	2	公共交通事業者等 追加支援事業費補 助金	外出自粛要請と観光客の減少により運賃収入等が減少(対前年同月30%)している交通事業者等に対して、事業継続に向けた支援 基本額:法人20万円、個人10万円 加算額:バス1台5万円、タクシー1台1万円			○						
北海道	当別町	3	アプリを活用した感 染拡大防止対策事 業	MaaSアプリ「トナビ」の車載器(タブレット)アプリ及びユーザー側アプリを改修し、バス乗務員が車載器で「空き」「やや混雑」「混雑」等を選択することで、ユーザー側利用画面にその状況がリアルタイムに反映される追加機能の導入に支援		○							
北海道	当別町	1	一般旅客自動車運 送事業者感染予防 対策支援事業	感染防止対策を実施している対象者(一般貸切、一般乗用(福祉限定を除く))に対し、予算の範囲内において1法人あたり基礎額30万円+車両1台につき3万円を支援		○							
北海道	栗山町	2	タクシー運行支援 事業	町内タクシー事業者の平日夜間及び日曜祝日運行に係る経費を支援することにより、飲食店の営業支援、日常の交通機関を確保 ・運行時間延長に係る人件費(延長分人件費 見合分) 人件費(4月～9月):4,111千円×助成率(2/3)=2,741千円			○						
北海道	栗山町	2	タクシー運行支援 事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障が生じている町内タクシー事業者の平日夜間及び日曜祝日運行に係る経費を支援することにより、飲食店の営業支援、日常の交通機関を確保するため、タクシー事業者に対し、運行時間延長に係る人件費(延長分人件費見合分)を支援 ・人件費(10月～3月):4,059千円×助成率(2/3)=2,707千円							○		
北海道	栗山町	2	観光事業者緊急支 援金交付事業	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、利用者の回復が依然として見込まれない等大きな影響を受けている町内の観光事業者等に対し、事業継続に向けた支援金を給付 ※交通事業者関係のみ抜粋 【一般貸切旅客運送事業者】 基本額+加算額×バス所有台数 ・大型バス 30万円+@5万円×19台=125万円 ・中型バス 20万円+@5万円×4台= 60万円 ・小型バス 10万円+@5万円×3台= 35万円 合計 220万円							○		
北海道	三笠市	2	小規模事業者等持 続化支援金	令和2年2月～令和2年12月のいずれかの売上高が前年同月比で20～50%未満の減少をしている小規模事業者等を支援。 ○タクシー事業者30万円		○							
北海道	滝川市	4	滝川市タクシー・飲 食店連携宅配サ ポート事業	飲食店への注文料金が2,000円以上かつ店舗から配達先までの距離が8km以内の場合の配達料金をタクシー事業者に補助		○							
北海道	滝川市	2	滝川市地域公共交 通事業継続等支援 金	市内各種施設の休業や外出自粛要請により利用者の減少など大きな影響を受けている交通事業者に対し事業の継続に向けた支援 一般乗合 基本額20万円+1両10万円 一般乗用(福祉限定を除く) 基本額20万円+1両 5万円 一般貸切 基本額10万円+1両 2万円 運転代行 基本額10万円+1両 1万円			○						
北海道	滝川市	2	滝川市内バス路線 事業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症による外出自粛等に伴い路線バスの利用が低迷していることから、一部の市内バス路線(滝川市内線、滝深線)の運行継続を支援し、当面の間、現状の便数を確保することで市民生活の利便性を維持する。			○						
北海道	滝川市	4	高齢者等ワクチン 接種送迎支援事業	・ワクチン接種を受ける高齢者及び障がい者の接種場所への送迎を支援する。 ・550円(タクシー初乗料金相当額)×4回(1人につき2回接種の往復移動分)			○						
北海道	滝川市	4	高齢者等追加(3回 目)ワクチン接種送 迎支援事業	・3回目のワクチン接種を受ける高齢者及び障がい者の接種場所への送迎を支援する。 ・550円(タクシー初乗料金相当額)×2回(1人につき1回接種の往復移動分)									
北海道	滝川市	2	滝川市内バス路線 事業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症による外出自粛等に伴い路線バスの利用が低迷していることから、一部の市内バス路線(滝川市内線、滝深線)の運行継続を支援し、当面の間、現状の便数を確保することで市民生活の利便性を維持する。									○
北海道	月形町	2	中小企業者等経営 持続化支援金	売上高が20%以上減少している町内事業者に対する支援 ○旅客運送事業者(指定する業種) 最大100万円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○	
北海道	月形町	2	中小企業者等経営 持続化支援金【旅 客運送事業】	①新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う町内各種施設の休業や外出自粛の要請により、利用者の減少など大きな影響を受けている旅客自動車運送事業者に対し、事業の継続に向けた支援を目的とする ②雇用や事業の維持に係る事業者への支援金を交付対象経費とする ③1事業所あたり、基本額に加え所有台数に応じた支援金を交付する (1)基本額 300千円×1事業所＝300千円 (2)所有台数割 ・大型車及び中型車 200千円/台×6台＝1,200千円 ・小型車(マイクロバス) 100千円/台×4台＝400千円 ・タクシー 50千円/台×2台＝100千円 (※上限2,000千円) ④一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス) 一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー(福祉輸送事業を除く))		○							
北海道	月形町	1	中小企業者等感染 予防対策支援金	①国が提唱する「新しい生活様式」及び北海道が提唱する「新北北海道スタイル」を実践する町内の商工業者等の取り組みを推進することを目的とする ②町内商工業者が取り組む感染予防対策に係る経費(改修・修繕工事費、リース料等)に対して支援を実施する商工会への補助金を交付対象経費と ※上限20万円		○							
北海道	月形町	2	中小企業者等経営 持続化支援金	売上額が20%以上減少している町内事業者に対する支援。 ○旅客運送事業者(指定する業種) 最大100万円			○						
北海道	月形町	2	中小企業者等経営 持続化支援金	売上額が20%以上減少している町内事業者に対する支援。 ○旅客運送事業者(指定する業種) 最大100万円								○	
北海道	奈井江町	2	奈井江町事業応援 給付金	感染症の拡大により影響を受ける事業者に対し、事業継続を支援するため国の持続化給付金の対象拡大・上乗せの給付金を支給 ひと月の売上が前年同月比で20%以上減少している事業者 給付額 最大40万円 上期分(1～6月)20万円+下期分(7～12月)20万円	○								
北海道	古平町	2	小規模事業者経営 支援給付金	国の持続化給付金に併せて「小規模事業者経営支援給付金」を給付し町内事業者の安定的な経営ができるよう支援 「国の持続化給付金」の給付決定を受けた町内で経営を行う事業者 「国の持続化給付金」の給付額の10%	○								
北海道	真狩村	2	真狩村中小・小規 模事業者等緊急経 営支援給付金	感染症の流行に伴う影響によって生じる業績悪化を緩和するため対象事業者等に給付金 交付額10万円(1事業者あたり1回)	○								
北海道	岩内町	2	事業者応援定額給 付金事業	影響の大きい事業者を対象に10万円の給付金 売上げ前年同月比▲30%	○								
北海道	岩内町	1	地域応援クーポン 事業(第2弾)	感染症拡大の影響により落ち込んでいる地域経済の消費喚起として、対象事業者を拡大した地域応援クーポン(第2弾)を発行 前回の飲食店や小売店のほか、運輸やサービス業に利用対象業種を拡大したクーポン(1人5,000円分)を全町民に配布		○							
北海道	岩内町	1	バス車両感染症予 防対策事業	町が実施するバス事業の車両における感染症予防のための、車両の抗菌・抗ウイルス加工を行い、感染及び感染拡大の防止を図る 対象車両 (1)福祉バス(1台) (2)いわない循環バス(1台) (3)円山地域乗合タクシー実証運行使用車両(2台)			○						
北海道	岩内町	2	コミュニティバス運 行継続支援事業	感染症拡大による外出自粛等の影響を受け、いわない循環バスの利用者数の減少により運賃収入が減り、運行継続が厳しくなっている運送事業者 に対して支援(ニセコバス(株))			○						
北海道	新篠津村	2	新篠津村新型コロナ ウイルス感染症 拡大防止協力金	感染症の拡大により事業活動に大きな影響を受ける村内の事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となるよう事業全般に広く使える資金として協 力金を交付 交通業 法人事業者20万円	○								
北海道	美瑛市	2	びばい経営支援金	事業の継続を下支えするため事業全般に広く使える支援金として一定程度減収となった事業者に市独自の支援 感染症の発生に起因して申請日の属する月の前月までの期間のうち、ひと月の事業収入(売上)が前年同月比20%以上減少 支援金額30万円	○		○						
北海道	美瑛市	2	夜間交通対策支援 事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、営業時間の縮小などを実施したタクシー事業者が行う夜間運行経費を支援し、飲食店利用者や夜間勤務の 就労者などの利便性向上とタクシー事業者への運行支援を行い市内経済の振興を図るもの							○		
北海道	芦別市	2	経営持続化支援金	経営の継続が脅かされている市内事業者に対して、事業の継続を支え市内経済の安定を図るため支援 芦別市内に本店又は主たる事務所を有する法人 20万円 芦別市に代表者の住民登録がある個人事業者 10万円	○								
北海道	芦別市	2	緊急経営支援金	市内事業者に対して、経営及び雇用の維持のため支援 【交通事業者への支援関係】 規則に定める業種を営む市内事業者(道路旅客運送業) 10万円	○								
北海道	芦別市	2	あしべつ4割得トク クーポン	市内飲食店等に応援し、売上回復と消費喚起を図ることを目的に1シート1,000円分のクーポン(200円分×5枚、会計時500円毎に200円のクーポン券 1枚使用可)500シートを発行 これに合わせてタクシーに係る費用を市が負担(上限額1,000円、差額は利用者負担でクーポン券は利用不可) ※利用期間は令和2年7月12日～8月31日	○								
北海道	ニセコ町	2	ニセコ町事業者経 営維持・未来支援 給付金事業	観光客等の急激な減少により急激な収入減に直面しており、将来へ向けての事業の継続を支援 運送事業者に15万円を給付	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金(R2・1次補正分)の活用有無	臨時交付金(R2・2次補正分)の活用有無	臨時交付金(R2・3次補正分)の活用有無	臨時交付金(R2・3次補正分)の活用有無	臨時交付金(事業者支援分)の活用有無	臨時交付金(追加事業者支援分)の活用有無	臨時交付金(R3補正分)の活用有無	臨時交付金(R3補正繰越分)の活用有無	
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他				活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○
北海道	二セコ町	1	二セコ町公共交通感染拡大防止特別対策給付金事業	公共交通事業者を対象に、運行車両等の感染拡大防止に要する経費への支援として、上限を設け給付金を支給 <給付対象事業者> ①一般乗合・貸切旅客自動車運送事業者 ②一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を含む)、公安委員会が認定し他人に代わって自動車を運転する役務を提供する業態 <給付対象経費> ①地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定する、二セコ町内の営業所に配置されている車両における感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用および、マスク・消毒液・手袋などの感染症拡大防止対策のための消耗品の購入費用等 ②二セコ町内の営業所に配置されている車両における感染症拡大防止対策のための設備および、消耗品の購入費用等 <給付割合・金額> ①「交付要綱」により国庫補助金を申請する場合は、左記給付の対象となる経費に該当する国庫補助金額を控除した額の10/10(上限250万円) ②二セコ町内の営業所に配置されている車両台数1台につき2万円		○							
北海道	二セコ町	1	令和3年度二セコ町公共交通感染拡大防止特別対策給付金事業	公共交通事業者を対象に、運行車両等の感染拡大防止に要する経費への支援として、上限を設け給付金を支給 <給付対象事業者> ①一般乗合・貸切旅客自動車運送事業者 ②一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を含む) <給付対象経費> ①地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定する、二セコ町内の営業所に配置されている車両における感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用および、マスク・消毒液・手袋などの感染症拡大防止対策のための消耗品の購入費用等 ②二セコ町内の営業所に配置されている車両における感染症拡大防止対策のための設備および、消耗品の購入費用等 <給付割合・金額> ①「交付要綱」により国庫補助金を申請する場合は、左記給付の対象となる経費に該当する国庫補助金額を控除した額の10/10(上限250万円) ②二セコ町内の営業所に配置されている車両台数1台につき2万円								○	
北海道	夕張市	2	夕張市経営持続化応援給付金	感染症による影響を受け売上が減少した事業者を支援 令和2年2月から12月までの間、前年同月と比較して売上が20%以上減少している月がある事業者 給付金額 1事業者につき一律10万円		○							
北海道	赤平市	2	赤平市中小企業等事業継続支援金	感染症拡大の影響により令和2年3月から8月までに前年同月比20%以上減収した月がある場合に支援金を給付 従業員数20名以下20万円、21～50名50万円、51～80名100万円、81名以上200万円		○							
北海道	赤平市	2	赤平市中小企業等事業継続追加支援金	感染症拡大の影響により令和2年9月から令和3年2月までに前年同月比20%以上減収した月がある場合に支援金を給付 従業員数20名以下20万円、21～50名50万円、51～80名100万円、81名以上200万円 ※雇用者加算支援金 従業員数×5万円			○						
北海道	赤平市	2	赤平市中小企業等事業継続支援金	感染症拡大の影響により令和3年3月から8月までの期間で交付対象者が指定する連続する3カ月間の平均事業収入が、前年又は前々年と比較して20%以上減収している場合、事業継続と雇用確保を目的とした支援金を交付する。 基本支援額20万円+(従業員数×1万円) ※従業員数～対象期間に雇用する雇用保険加入従業員の平均人数			○						
北海道	島牧村	2	島牧村新型コロナウイルス感染症対策商工業者臨時給付金	感染症の影響により令和2年1月～12月の間で連続する2ヶ月間の売上高が前年同期比20%以上減少した事業者に給付 2ヶ月間の前年同時期と比較した際の減少差額に6を乗じた額 法人上限50万円、個人上限30万円		○							
北海道	島牧村	2	プレミアム商品券発行事業	地域経済の回復を支援するため、取扱事業者(交通事業者を含む)で使用できるプレミアム率50%の商品券を発行		○							
北海道	島牧村	2	島牧村新型コロナウイルス感染症対策雇用等安定化給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年1月～12月の間における任意の月の売上高が前年同期比20%以上減少した事業者に給付 平成31年1月から12月に従事した人数に次の金額を乗じた額 ア(法人)年間給与等が30万円以上の者 15万円 イ(個人事業主)年間給与等が48万円以上の者 7万円 ウ(法人・個人事業主)上記ア、イのどちらにも該当しない者 1万円			○						
北海道	島牧村	2	クーポン券配布事業	村民の生活及び地域経済の回復を支援するため、取扱事業者(交通事業者を含む)で使用できる3千円分のクーポン券を全村民に配布。			○						
北海道	新十津川町	2	持続化給付金拡大助成事業	売上が減少した中小企業者の事業継続を図るため、国の「持続化給付金」の給付対象要件を拡大 道旅客運送業、町内の2事業所に対し、自動車税等の車両維持管理費用分を所有台数や車両の大きさに応じて助成(20～50万円/1台当) 11台分・総額340万円		○							
北海道	新十津川町	2	持続化給付金拡大助成事業	売上が減少した中小企業者の事業継続を図るため、国の「持続化給付金」の給付対象要件を拡大 地域公共交通を運行する3事業所に対し、自動車税等の車両維持管理費用分を所有台数や車両の大きさに応じて助成(20～50万円/1台当) 4台分・総額140万円		○							
北海道	新十津川町	2	緊急経済対策事業(貸切バス・タクシー維持管理支援事業)	町内で貸切バス・タクシー業を営む3事業所に対し、運賃収入の落ち込みにより、事業の継続と安定化を図るため、自動車税等の車両維持管理費用分を所有台数や車両の大きさに応じて助成(20～50万円/1台当) 11台分・計1,880千円						○			
北海道	新十津川町	2	地域公共交通緊急支援事業	町内に運行路線を持つ3事業所に対し、運行事業の継続と安定化を図るため、自動車税等の車両維持管理費用分を所有台数や車両の大きさに応じて助成(20～50万円/1台当) 4台分 計1,400千円						○			
北海道	仁木町	2	地域産業経済復興支援事業	来客者数の減少が見込まれる町内のお店を応援するために町民を対象として商品券を1世帯につき5千円分交付 タクシーにも使用可能		○							
北海道	仁木町	4	地域公共交通キャッシュレス導入事業	ニキバス(市町村自家用有償運送)のICカード決済(WAON)を12月に導入		○							
北海道	仁木町	4	高齢者向け新しいつながり創出モニター事業	今後、全町的に光ファイバー網が整備されることを見据え、当該整備の前段として、高齢者が簡単に外出支援やニキバス(市町村自家用有償運送)の予約を行うことが可能なアプリを掲載したタブレット端末5台を整備 1～3月までの間、町内モニター(高齢者、障害者等)5組9名にタブレットを貸し出し実証実験を行う			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者 支援分)の 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者 支援分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越 分)の活用 の有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○
北海道	仁木町	2	地域産業経済復興支援事業	来客者数の減少が見込まれる町内のお店を応援するために町民を対象として商品券を1世帯につき5千円分配付タクシーにも使用可能				●				
北海道	砂川市	2	中小企業事業継続支援給付金	影響を受けた中小企業者が継続的に事業を営むことができるよう売上額が20%以上50%未満減少した月がある事業者に対する支援 ○一般乗用・貸切旅客自動車運送業者 30万円	○							
北海道	砂川市	2	中小企業店舗等確保支援給付金	影響を受けた中小企業者が継続的に事業を営むことができるよう、店舗等の家賃相当額を支援 令和2年1月から同年12月までの任意の1か月の売上額が前年同期に比べて20%以上減少している中小企業者に対する支援 ○一般乗用・貸切旅客自動車運送業者 家賃の3か月分(4月分～6月分想定)、月額上限5万円	○							
北海道	砂川市	1	新北海道スタイル実践支援給付金	「新北海道スタイル」または「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」の普及のため店舗・事業者等を支援 「新北海道スタイル」または「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」に基づいた感染予防対策を実践する店舗・事業者等に対する支援 ○一般乗用・貸切旅客自動車運送業者 10万円		○						
北海道	砂川市	4	経営持続化支援給付金	影響を受けた中小企業者が継続的に事業を営むことができるよう支援。 令和元年度の事業収入額と令和2年度の事業収入額を比較して、事業収入が30%以上減少している事業者に対する支援 ○一般乗用・貸切旅客自動車運送業者 30万円(30%以上50%未満)、50万円(50%以上)			○					
北海道	砂川市	4	店舗等確保支援給付金	影響を受けた中小企業者が継続的に事業を営むことができるよう、店舗等の家賃相当額を支援 令和2年1月から令和3年3月までの任意の1か月の売上額が前年同期に比べて20%以上減少している中小企業者に対する支援 ○家賃の3か月分(1月分～3月分想定)、月額上限5万円			○					
北海道	砂川市	2	一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金	影響を受けた一般乗用旅客自動車運送業者が継続的に事業を営むことができるよう支援 砂川市内を営業区域とする一般乗用旅客自動車運送業者に対する支援 ○基本額 20万円 + 車両1台につき5万円			○					
北海道	南幌町	4	デマンド交通整備事業	Aiシステムを導入した町内フルデマンド交通(有償運送)の導入 車両(8人乗り2両)の購入 配車システム導入 ICカード決済(WAON)導入 設備導入は年度内 運行開始はR3年10月以降		○						
北海道	南幌町	2	旅客運送事業者等支援金	町内旅客運送事業者に対し支援金を交付 法人事業者及び個人事業者に対し、基本支給額と車両台数加算分を支給		○						
北海道	上砂川町	1	公共交通事業者支援金交付事業	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策を実施する公共交通事業者に対して、事業の継続に向けた支援を行うもの 町内において路線バスを運行する事業者又は上砂川町乗り合いタクシー実証運行業務の委託事業者に対して、1事業者に対して500千円を交付				●				
北海道	共和町	2	公共交通支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い利用が低迷している公共交通事業者に対し、運行車両に係る維持費用の一部を支援することで、事業の継続と安定化を図るもの ・町内を運行する路線中、町内を運行する営業キロ数がその路線全体の営業キロ数の5割以上を占める路線を運行する乗合バス事業者に対して1路線あたり1,000千円 ・町内に事業所を有するタクシー事業者に対して1事業所あたり200千円						●		
北海道	倶知安町	2	倶知安町公共交通運行継続支援金	新型コロナウイルス感染症拡大傾向が長期化する中、感染拡大防止対策を講じながら通院や買物など町民生活のために必要な公共交通の維持確保に努めている公共交通事業者を対象に支援を行うもの ・町内完結路線を運行する乗合バス事業者について1事業者につき30万円 ・町内に事業所を置くタクシー事業者及び倶知安町高齢者ハイヤー(バス)利用助成券交付事業等の受託事業者として本町と契約を締結している事業者に対して車両台数1台につき1万円				●				
北海道	倶知安町	2	倶知安町持続化支援金事業	長引く新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少しているが、その減少率が50%未満であるため、国の月次支援金の対象とならない事業者の事業継続を支えることを目的として支援金を支給する。 ・令和3年8月～10月の期間中いずれかの月の売上げが、対前年または全前年同月比で30%以上50%未満減少している町内に本店を置く事業者に対し、100千円を交付						○		
北海道	恵庭市	2	恵庭市小規模事業者事業継続支援金事業	まん延防止等重点措置および緊急事態措置の適用に伴う休業・時短営業要請の申請・支給対象外となっている事業者(飲食事業者およびそれ以外の業種)で、従業員が19名以下かつ売上額の減少が認められる市内事業者に対する支援金の支給(1店舗20万円/1店舗1回限り)。						○		
北海道	寿都町	2	地域応援券発行事業	新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している経済対策として、町内で使用可能(交通事業者を含む)な「地域応援券」を発行することで、町民の生活支援及び消費喚起を促進する。								○
北海道	寿都町	2	プレミアム商品券発行事業	新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している経済対策として、生活支援及び消費拡大を目的にプレミアム商品券を発行することで、町民の生活支援及び消費喚起を促進する。								○
北海道	函館市	2	公共交通事業者等特別支援金	函館市内に営業所を有する公共交通事業者への支援。 ○バス事業者 30万円 11社 ○タクシー事業者(法人) 30万円×15社 ○タクシー事業者(個人) 10万円×83名 【予算総額】1,610万円		○						
北海道	函館市	1	定期フェリー運航事業者水際対策支援補助金	・新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のための設備等の導入等に要する経費(資機材等購入費、改修費、船内やターミナル等において実施する衛生対策に要する経費など) ・1隻あたり上限200万円(対象船舶9隻) 事業予定額:1,800万円		○						
北海道	函館市	4	函館バス営業所土地建物等賃付料の減額	函館バス営業所土地建物等賃付料の減額(1/2減額 6ヶ月間)								
北海道	函館市	2	函館市貸切バス利用促進事業補助金	貸切バス事業者で、市民向け日帰りバスツアーを実施する事業者に対し、バス1台につき15万円を給付。 ※上限は1社につき市民限定は225万円(15台)、日帰りは150万円(10台)		○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用 の有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他				活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○
北海道	函館市	4	函館市事業者特別 支援金	新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令等により、外出自粛や往来自粛による大きな影響を受けている市内の幅広い業種の事業者に対する支援金。 【支援金額(1事業者あたり)】 法人 20万円 個人 10万円							○		
北海道	北斗市	2	高齢者外出機会安全確保対策事業 (高齢者へのタクシー 利用券の交付 事業)	市内在住の高齢者(75歳以上)に対して初乗り料金(560円)が無料になるタクシー券を10枚交付。 事業予定額: 34,209千円	○								
北海道	松前町	2	タクシー・ハイヤー 運営事業費補助金 の増額	人件費のみを対象とした定額補助を180万円から440万円へ増額 事業予定額: 440万円									
北海道	松前町	1	地域公共交通確保 対策広告料	①目的: 感染症拡大防止対策のため、路線バスの車内に広告を掲示し、啓発活動を実施する。 ②交付金充当経費内容: 路線バスへの広告料 ③積算根拠: 2,000円×1車両につき2カ所×8台×6月+広告制作費5,000円×16枚+デザイン7,000円-値引12,000円+税 ④事業の対象: バス事業者	○								
北海道	松前町	2	地域公共交通応援 事業奨励金	①目的: 外出自粛により利用者が減少し、経営に大きな影響が生じている町内の公共交通運営事業者に対し、収束後の運行維持を目的とする。 ②交付金充当経費内容: 町内を運行する車両1台につき、10万円の奨励金を支給 ③積算根拠: 8台(バス6台、タクシー2台)×10万円 ④事業の対象: バス事業者、タクシー事業者	○								
北海道	松前町	2	タクシー・ハイヤー 運営事業補助金	①目的: 収束後の地域交通を支えるため、経営に大きな影響を生じているタクシー事業者に対し、省メンテナンスで環境性能に優れた車両への更新に関する経費の一部を支援する。 ②交付金充当経費内容: タクシー車両更新費用の一部を支援(1台あたり上限300万円) ③積算根拠: タクシー1台×300万円 ④事業の対象: タクシー事業者	○								
北海道	松前町	1	地域公共交通確保 対策広告料	①目的: 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、路線バスの車内に広告を掲示し、啓発活動を実施する。 ②交付金充当経費内容: 路線バスへの広告費 ③積算根拠: 2,200円×1車両につき2カ所×8台×12月=422,400円 ④事業の対象: バス事業者(函館バス)				○					
北海道	七飯町	2	七飯町社会システム 維持のための公 共交通事業者支援	七飯町内に本店(個人は住所)を置き営業しているバス事業者及びタクシー事業者に対して、1事業者あたり5万円相当の七飯町内のみで使える商品券を交付。	○								
北海道	七飯町	4	七飯町地域公共交 通事業者車内広告 掲載事業	七飯町内の地域公共交通事業者等が所有する営業車両に、七飯町内への観光誘客促進を目的とした広告ステッカーを掲載し、当該営業車両を保有する公共交通事業者に対して七飯町から支援金を支払う。 ○広告料: 営業車両1台につき1箇月1,650円(消費税込み) ○広告掲載期間: 令和3年5月1日から令和4年2月28日までの10箇月間 ○掲載ステッカー枚数: 営業車両1台につき1枚 事業予定額: 2,772千円				○					
北海道	七飯町	4	七飯町地域公共交 通事業者車内広告 掲載事業	七飯町内の地域公共交通事業者等が所有する営業車両に、七飯町内への観光誘客促進を目的とした広告ステッカーを掲載し、当該営業車両を保有する公共交通事業者に対して七飯町から支援金を支払う。 ○広告料: 営業車両1台につき1箇月2,200円(消費税込み) ○広告掲載期間: 令和4年5月1日から令和5年3月31日までの11箇月間 ○掲載ステッカー枚数: 営業車両1台につき1枚 事業予定額: 4,163千円								○	
北海道	今金町	1	・スクールバス密集 軽減輸送能力増強 事業	事業者に運行を委託しているスクールバスについて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として3密を防ぐための車両の大型化に伴い増額する経費の補助。 事業予定額: 7,383千円	○							○	
北海道	今金町	1	・スクールバス密集 軽減輸送能力増強 事業	事業者に運行を委託しているスクールバスについて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として3密を防ぐための車両の大型化に伴い増額する経費の補助。 事業予定額: 6,900千円				○					
北海道	今金町	1	・生活交通路線バ ス密集軽減輸送能 力増強事業	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策として3密を防ぐための車両の大型に伴い増額する経費の補助。 事業予定額: 3,291千円				○					
北海道	せたな町	1	・スクールバス業務 委託	事業者に運行を委託しているスクールバス、デマンドバスについて、3密を防ぐため車両を大型化(マイクロバス→大型・中型バス)することに伴う運賃額の補助。 事業予定額: 22,601千円	○								
北海道	せたな町	1	・デマンドバス運行 事業者補助事業 (新型コロナウイルス 感染対応事業) 瀬棚須築線・北檜 山太檜線	新型コロナウイルスの感染拡大防止策となる3密を避ける目的から、運行する車両の車内空間を広く保つことに努めるため、車両の大型化を図り、デマンドバスの密集軽減に努める。 事業予定額: 15,946千円	○								
北海道	せたな町	1	・デマンドバス運行 事業者補助事業 (新型コロナウイルス 感染対応事業) 檜山海岸線の追加	新型コロナウイルスの感染拡大防止策となる3密を避ける目的から、運行する車両の車内空間を広く保つことに努めるため、車両の大型化を図り、デマンドバスの密集軽減に努める。 事業予定額: 1,122千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○	
北海道	せたな町	2	・まちなかバス運行 事業	徒歩での移動が困難な方々の移動手段の創設、市街地への集客力の高揚、商店街での買い物等の促進、町内交通事業者の支援等により地域経済の発展と活性化を図る。 事業予算額:2,400千円		○							
北海道	せたな町	1	地域公共交通新型コロナウイルス感染症拡大防止対策奨励金事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため密集を伴う交通事業者が実施する感染リスク低減のための自主的な取り組みに対し、車種区分に応じて奨励金を支給する。 事業予算額:2,090千円				○					
北海道	鹿部町	1	鹿部町公共交通事業者経済支援金給付事業	町内に営業所を有するバス事業者への支援(基本額5万円+車両1台につき5万円加算) 事業予算額:50万円		○							
北海道	鹿部町	2	鹿部町公共交通事業者経営継続支援金給付事業	町内に営業所を有するバス事業者への支援(1事業者につき100万円)		○							
北海道	鹿部町	1	コミュニティバス運行事業	町所有の車両で運行している町直営無料コミュニティバスについて、より大きな車両を所有するバス事業者に運行を委託(週1回の運行、委託料2,772,000円)		○							
北海道	鹿部町	2	鹿部町公共交通事業者経済支援金給付事業	新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、依然として厳しい経営状況にある鹿部-函館間をバス運行している運送事業者に対し、地域間交通の継続に資するため、支援金を給付する。							○		
北海道	木古内町	2	木古内町一般旅客自動車輸送事業者支援事業	町内に営業所を有するハイヤー・タクシー業者に対し、1台10万円の支援 事業予算額:40万円		○							
北海道	木古内町	2	木古内町自家用自動車有償貸渡事業者支援事業	町内に営業所を有するレンタカー業者に対し、町内に常駐している車両に対し1台10万円の支援 事業予算額:90万円		○			●				
北海道	木古内町 知内町 福島町 松前町	2	渡島西部4町地域間幹線系統木古内松前線維持奨励金交付事業	3密空間解消のため、減便等を行わず運行した木古内松前線路線バスにおいて、渡島西部4町で奨励金を交付 事業予算額:令和2年度10,000万円、令和3年度9,000千円		○					○		
北海道	長万部町	1	新型コロナウイルス感染症対応地域間幹線系統瀬棚線対策事業	・新型コロナウイルスの感染拡大防止となる3密を避ける目的から、運行する車両を中型バスから大型バスに変更し地域間幹線系統路線バスの密集軽減に努めて運行するバス事業者への支援 ・バス変更に係る経費を算出(9,000千円) 9,000千円に対して、関係町の負担割合により、補助金を支出(長万部町分16.57%)						●	○		
北海道	上ノ国町	2	交通企画事業(タクシー運営支援事業)	地域公共交通の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大により、事業収入が大幅に減少している町内唯一のタクシー事業者へ支援 ・運送管理費(労務費・運送経費)の額の10分の3を限度に助成 ・助成限度額:300万円		○							
北海道	上ノ国町	2	タクシー運営支援事業	新型コロナウイルス感染症により、事業収入が大幅に減少している町内唯一のタクシー事業者への支援金 ・運送管理費(労務費・運送経費)の額の10/3を限度(上限300万円)に支援			○	●	●				
北海道	江差町	2	江差町公共交通事業者緊急経済対策支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の要請等により、公共交通利用者が減少し、公共交通事業者の経営に大きな影響が生じていることから、事業の維持確保に努めている町内公共交通事業者へ運行継続支援 ・町内公共交通事業者が町内の営業所で所有する車両数(30万円を乗じて得た額を限度 ※令和2年度3次補正の繰越分で令和3年9月30日報告分にて実施計画に搭載						●			
北海道	厚沢部町	1	教育旅行支援事業	新型コロナウイルス感染症対策として密を避けるため、宿泊研修、スキー学習で使用する運行バスの増加(台)に係る経費に充当する。 2分の1は北海道の教育旅行支援事業費補助金を活用 ・事業費896千円(1,793千円の2分の1)			○	○					
北海道	旭川市	4	JR利用促進事業	感染拡大の影響で利用が減少しているため、市民向けJR利用旅行者の運賃助成の拡大 ・1人当たり上限額3,000円→5,000円 追加額100万円									
北海道	旭川市	2	旭川市公共交通事業者等緊急支援金	公共交通事業者(福祉限定タクシーを除く)及び貸切バス事業者への事業継続支援 ・法人:基本額30万円+車両台数1台につき1万円を加算(上限200万円) ・個人タクシー:10万円	○								
北海道	旭川市	4	旭川市公共交通乗務員慰労金	公共交通を担う路線バス及びタクシーの乗務員に対し、慰労金(2万円)を支出する。			○						
北海道	旭川市	2	旭川市路線バス広域路線運行支援金	地域間幹線系統に対して、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年3月～8月までの6か月間の各路線の運行経費に全体路線延長に対する市内路線延長の比率を乗じた額の2分の1			○						
北海道	旭川市	2	環状通り循環線実証実験運行支援金	市民要望等を受けて、令和元年10月から市内路線バス事業者2者により実証実験として運行している環状通り循環線について、実証実験運行の継続に必要な運行経費の一部を支援			○						
北海道	旭川市	2	第2期旭川市公共交通事業者等緊急支援金	路線バス、法人タクシー 基本額30万円+車両1台につき1万円を加算(上限200万円) 個人タクシー、福祉限定タクシー 10万円			○						
北海道	旭川市	2	旭川市公共交通事業者等(福祉限定タクシー事業者)緊急支援金	福祉限定タクシー事業者への事業継続支援 ・法人、個人事業者共通 10万円			○						
北海道	旭川市	2	旭川市路線バス生活交通路線運行支援金	国、道の支援制度と協働して、北海道生活交通路線確保維持計画に位置づけられた広域生活交通路線又は、旭川市生活交通確保維持改善計画に位置づけられた地域内フィーダー系統を運行する事業者支援			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者 支援分)の 活用有無	臨時交付金 (追加事業者 支援分)の 活用有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用有無	臨時交付金 (R3補正繰越 分)の活用 の有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○
北海道	旭川市	4	路線バスリアルタイム情報標準データ化システム整備業務委託	GTFS-JP及びGTFS-RTのデータ整備及びGoogleマップへの掲載			○					
北海道	旭川市	4	路線バス観光利用促進業務委託	市内宿泊者に対して観光用バス乗車券を1000枚を上限として配布			○					
北海道	旭川市	4	寿バスカード乗車料金(自己負担分)支援	バス利用が可能な70歳以上が利用可能な寿カード(1乗車 100円)の自己負担分(100円)を補助し無料で利用可能とすることで、市内の路線バスの利用を促進			○	●		臨時交付金(追加事業者支援分)10/11まで活用予定		
北海道	旭川市	2	令和3年度旭川市公共交通事業者等緊急支援金	外出自粛要請等により、利用者の減少など大きな影響を受ける交通事業者に対して、支援金を支給。 ・一般貸切旅客自動車運送事業者 事業用車両1台につき4万円(休車除く) ・一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定) 事業用車両1台につき2万5千円(休車除く)				●				
北海道	旭川市	2	令和3年度第2期公共交通事業者等緊急支援金	交通事業者の事業継続に向けた支援 ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者(法人タクシー) 基本額30万円+加算額(市内営業所配置車両台数×1万円) ・一般乗用旅客自動車運送事業者(個人タクシー及び福祉輸送事業限定) 基本額10万円						●		
北海道	旭川市	2	広域路線運行支援金	地域間幹線系統に対する支援 (R3.4～R3.9の6か月分の運行経費)×(市内路線延長÷全体路線延長)×1/2						●		
北海道	旭川市	2	環状通り循環線運行支援金	環状通り循環線に対する支援 (R3.3～R4.2の12か月間の運行経費)×1/2						●		
北海道	旭川市	2	令和3年度旭川市路線バス生活交通路線運行支援金	国、道の支援制度と協調して、北海道生活交通路線確保維持計画に位置づけられた広域生活交通路線又は、旭川市生活交通確保維持改善計画に位置づけられた地域内フィーダー系統を運行する事業者支援								○
北海道	当麻町	2	地域交通支援金事業	・路線バス事業者 1,000万円 ・タクシー事業者(福祉限定事業者を含む) 車両1台につき50万円 支援総額:1,400万円		○						
北海道	当麻町	2	当麻町地域間幹線系統支援金事業	・道バスへ令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間において、経常費用の実績額と経常収益の差額のうち、国道補助金を差し引いた金額に、町内の走行キロの割合に応じた率を乗じた額の4分の3を支援する 支援額720万円								
北海道	稚内市	2	地域公共交通活性化支援給付金	路線・貸切バス、定期旅客船舶、タクシー 基本額30万円+車両1台につきバス2万円、フェリー40万円加算、タクシー1万円 給付金試算462万円		○						
北海道	稚内市	1	地域公共交通感染拡大防止対策補助金	「新北海道スタイル」を実践するための感染拡大防止対策等の環境整備にかかる経費補助で国の感染拡大防止対策における補助の上限超過部分 限度額はバス、フェリー事業者500万円、タクシー事業者100万円 補助試算1,200万円		○						
北海道	稚内市	4	わっかない事業者支援緊急支援金	売上減少などの影響を受けている市内中小法人・個人事業者に対して支援金を支給する。 1事業者あたり200千円×300社=60,000千円のうち交通事業者は3社						○		
北海道	深川市	2	交通事業者感染予防協力・支援事業	市民の生活交通やスクールバスの役割を担う交通事業者が、独自のガイドラインを定めるなどで感染症対策に取り組み際に支援。 ○バス・タクシー事業者(市内に本店・営業所を置くバス・タクシー事業者または市内を運行する生活交通路線を有する市外事業者) 基本額30万円、車両1台につき10万円加算 事業予定額:9,200千円	○							
北海道	深川市	2	交通事業者感染予防協力・支援金事業	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う度重なる制限要請や外出自粛などにより、事業運営に多大な影響を受けている市民の生活交通(通院・買い物・外食など)やスクールバス・スクールタクシーを担う交通事業者に対して、業界などが作成するガイドラインに基づいた感染症対策に協力する場合には、今後の事業継続に対する支援を目的とした支援金を交付する。 基本額30万円、車両1台につき10万円 (市内に本店・営業所を置くバス・タクシー事業者)						○		
北海道	深川市	2	交通事業者感染予防協力・支援金事業	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う度重なる制限要請や外出自粛などにより、事業運営に多大な影響を受けている市民の生活交通(通院・買い物・外食など)やスクールバス・スクールタクシーを担う交通事業者に対して、業界などが作成するガイドラインに基づいた感染症対策に協力する場合には、今後の事業継続に対する支援を目的とした支援金を交付する。 基本額30万円、車両1台につき10万円(R3.4.1現在で市内を運行する地域間幹線系統の1日当たりの運行回数の値が上限) (市内を運行する生活交通路線を有する市外事業者)						●		
北海道	深川市	2	交通事業者感染予防協力・支援金事業	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う度重なる制限要請や外出自粛などにより、事業運営に多大な影響を受けている市民の生活交通(通院・買い物・外食など)やスクールバス・スクールタクシーを担う交通事業者に対して、業界などが作成するガイドラインに基づいた感染症対策に協力する場合には、今後の事業継続に対する支援を目的とした支援金を交付する。 ●市内に本店・営業所を置くバス・タクシー事業者 基本額30万円、車両1台につき10万円 ●市内を運行する生活交通路線を有する市外事業者 基本額30万円、車両1台につき10万円(R3.4.1現在で市内を運行する地域間幹線系統の1日当たりの運行回数の値が上限)								○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰越分)の 活用の有無	臨時交付金 (事業者 支援分)の 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者 支援分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越 分)の活用の 有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○
北海道	留萌市	2	留萌市内公共交通等維持支援事業	市内に本店及び営業所を置く交通事業者で、今後も事業を継続する意思がある者が取り組む感染予防対策や収束後の交通利用拡大策等への支援。 ○路線・貸切バス、タクシー事業者 基本額30万円、車両1台につき1万円加算	○							
北海道	留萌市	2	広域路線バス持続化支援事業	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援		○						
北海道	留萌市	2	公共交通等維持支援金	緊急事態宣言等の発出等により、行動自粛や学校休校等の影響に伴う大幅な利用減少により、減便対応などを余儀なくされている路線バスや貸切バス、タクシー事業者に対し、支援金を支給。 〈基本額〉 1事業者あたり30万円 〈加算額〉 ・一般乗合及び貸切旅客自動車運送事業者 業務用車両1台につき4万円 もしくは留萌市内を経由する都市間バス等1往復便当たり4万円 ・一般乗用旅客自動車運送事業者 業務用車両1台につき4万円				●				
北海道	留萌市	2	広域路線バス持続化支援金	コロナ禍が長期化する中、市内を経由する市外線(留萌・旭川線)を運行する交通事業者に対し、運行経費の一部を支援 経常経費 × 支援月割 × 市内走行距離割 × 支援率 152,898,678円 × 3/12 × 23.0/84.1 × 0.5 保有台数に応じてバス事業者に200万円、タクシー事業者に160万円を支給							●	
北海道	士別市	2	事業継続応援金	保有台数に応じてバス事業者に200万円、タクシー事業者に160万円を支給	○							
北海道	士別市	2	路線バス運行維持応援金	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援		○						
北海道	士別市	2	事業継続応援金	R2.11からR3.1の間で月の売上げが前年同月比で30%以上減少している事業者へ支援 ・一律60万円+維持管理経費				○				
北海道	士別市	3	次世代モビリティビジョン推進事業	デジタル技術の推進、交通結節点の機能向上に対する応援 【バス事業者】 4,000千円 【タクシー事業者】 2,000千円							○	
北海道	士別市	2	路線バス運行維持応援金	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援							○	
北海道	富良野市	2	観光事業者経営改善応援金(公共交通事業者)	宿泊客数の大幅減少に伴い、経営が厳しい宿泊施設、アウトドア事業者、観光交通事業者の経営存続及び雇用継続への支援。 ○交通事業者 ・基本型 定額20万円+保有台数1台につき普通車3万円、マイクロバス4万円、大型バス6万円 ・雇用支援型 従業員の研修1回につき20万円(上限額60万円)		○						
北海道	名寄市	4	がんばる中小企業応援給付金給付事業	感染拡大により大きな影響を受けた市内事業者に対し、業種ごとの影響を考慮した支援(一般事業者10万円)。 ○バス・タクシー事業者 30万円+保有台数に応じた加算(タクシー・乗合バス3万円/台、貸切バス6万円/台) ○宿泊事業者(下宿を除く) 30万円+客室数×1.5万円+上下水道料3ヶ月分相当額		○						
北海道	名寄市	4	事業継続支援給付金給付事業	新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業等の事業継続を支援するため、給付金を支給 全業種 1事業者 20万円	○							
北海道	名寄市	2	地域間幹線系統応援給付金事業	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援		○						
北海道	名寄市	4	売上減少事業者支援給付金給付事業(令和2年度からの繰越予算)	「経営維持支援給付金」を受け取っていない事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している事業者に対して、給付金を支給 限度額 50万円 比較対象月の売上げから、選択した月の売上げを差し引いた額に3を乗じて得た額			○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者 支援分)の 活用有無	臨時交付金 (追加事業者 支援分)の 活用有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用有無	臨時交付金 (R3補正繰越 分)の活用 の有無		
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○		
北海道	名寄市	4	地元企業サポート 給付金給付事業	新型コロナウイルスの感染拡大、緊急事態宣言などの影響で売上げが減少している事業者に対して、給付金を支給 ①飲食業(移動販売・イートインスペース設置のコンビニ等は除く) ・道の時短要請の対象店舗1店舗につき 限度額 10万円 ・それ以外の店舗1店舗につき 限度額 50万円 比較対象月の売上げから、選択した月の売上げを差し引いた額に0.9を乗じて得た額 ②バス・タクシー業(運転代行は除く) 30万円+タクシー3万円・乗合バス3万円・貸切バス6万円をそれぞれ保有する車両台数に乗じた額を加算 ③宿泊業(下宿は除く) 30万円+(客室数×1.5万円)+(6月請求分(5月使用分)上下水道料金×3) ④上記①②③以外の事業者 限度額 50万円 比較対象月の売上げから、選択した月の売上げを差し引いた額に0.9を乗じて得た額										
北海道	名寄市	2	地域間幹線系統 支援給付金事業	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援							○			
北海道	剣淵町	2	地域公共交通維持・ 確保支援事業	新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、この長引く影響のなかで、地域公共交通を担う路線バスは通常運行するもの、利用者の利用回復が鈍く、高齢者の多い過疎地域では重要な交通手段で、継続・維持等ができるよう応援し、路線バスの維持及び公共交通機関としての役割の確保を図る。				○						
北海道	剣淵町	2	地域公共交通維持・ 確保支援事業	新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、この長引く影響のなかで、地域公共交通を担う路線バスは通常運行するもの、利用者の利用回復が鈍く、高齢者の多い過疎地域では重要な交通手段で、継続・維持等ができるよう応援し、路線バスの維持及び公共交通機関としての役割の確保を図る。						○				
北海道	剣淵町	2	地域公共交通維持・ 確保支援事業	新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、この長引く影響のなかで、地域公共交通を担う路線バスは通常運行するもの、利用者の利用回復が鈍く、高齢者の多い過疎地域では重要な交通手段で、継続・維持等ができるよう応援し、路線バスの維持及び公共交通機関としての役割の確保を図る。								○		
北海道	愛別町	2	地域間幹線系統 支援給付金事業	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援										
北海道	秩父別町	2	沼田線運行事業者 緊急支援金	広域バス路線である沼田線(地域間幹線系統)の運行への支援 1事業者10万円、1往復10万円				○						
北海道	秩父別町	2	留萌旭川線運行 事業者緊急支援事業 (追加分)	広域バス路線である留萌旭川線(地域間幹線系統)の運行への追加支援 1事業者10万円、1往復10万円						○				
北海道	秩父別町	2	沼田線運行事業者 緊急支援金(追加 分)	広域バス路線である沼田線(地域間幹線系統)の運行への追加支援 1事業者10万円、1往復10万円						○				
北海道	秩父別町	4	タクシー助成事業	目的・効果:コロナ禍において、高齢者が感染を恐れて自宅に閉じこもりがちで暮らしが長く続くと、身体機能や認知機能等健康状態に悪影響を及ぼすため、タクシー利用助成を行い外出支援をし、健康の維持及び町内における経済活動の活性化と新型コロナの影響で落ち込んだタクシー利用の促進を図る。 対象者:60歳以上の町民 助成内容:運賃千円未満の場合 利用者負担100円、千円以上~2千円未満 利用者負担200円、2千円以上~3千円未満 利用者負担300円とし差額をタクシー事業者へ助成する。 対象町民1,180人×利用率61%×平均助成額10千円=7,200千円				○						
北海道	秩父別町	4	バス高齢者利用助 成事業	目的・効果:コロナ禍において、高齢者が感染を恐れて自宅に閉じこもりがちで暮らしが長く続くと、身体機能や認知機能等健康状態に悪影響を及ぼすため、バス利用助成を行い外出支援をし、健康の維持と新型コロナの影響で落ち込んだバス利用の促進を図る。 対象者:65歳以上の町民 助成内容:秩父別-深川市内の運賃を一律200円とし利用券を販売し、差額をバス事業者へ助成する。 充当額:500千円-販売額200円×1,500件=200千円				○						
北海道	北竜町	2	留萌旭川線運行 事業者緊急支援事業	広域バス路線である留萌旭川線(地域間幹線系統)の運行への支援			○							
北海道	北竜町	2	留萌旭川線、深川 北竜線運行事業者 緊急支援事業	R3年度広域バス路線である留萌旭川線(地域間幹線系統)と深川北竜線(生活交通路線)の運行への支援(予定) 1事業者10万円、1往復10万円(昨年度同様)			○							
北海道	増毛町	2	新型コロナ感染 拡大に伴う公共交 通維持事業	町内を運行するバス会社への運行支援			○							
北海道	羽幌町	1	高速船臨時便運航 支援事業	密を避けるため、離島航路における混雑日(土日、祝祭日)に増便する高速船を運航するフェリー事業者に対する支援として高速船運賃の3割を補助 事業予定額:232万円			○							
北海道	羽幌町	2	都市間バス運行支 援事業	地域住民の交通手段の維持・確保のため、交通事業者へ支援 ・運行費1便7,000円 ・感染防止対策1便3,000円 事業予定額:2,567万円			○							
北海道	羽幌町	2	ハイヤー運行支 援事業	地域住民の交通手段の維持・確保のため、交通事業者へ支援 ・車両保有数1台あたり20万円 事業予定額:140万円			○							
北海道	羽幌町	2	バス車両維持管理 支援事業	都市間バス及び貸切バスの維持管理経費一部を支援 ・保有車両1台あたり60万円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者 支援分)の 活用有無	臨時交付金 (追加事業者 支援分)の 活用有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用有無	臨時交付金 (R3補正繰越 分)の活用 有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したもの に○	活用したもの に○	活用したもの に○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したもの に○	5/9まで申請 したものに○
北海道	羽幌町	2	バス運行支援事業	地域住民の交通手段の維持・確保のため交通事業者への運行支援 ①燃料費:1便7,000円 ②感染防止対策費:1便3,000円 ③車両維持管理費:1台50,000円 ※事業者支援分(9/15まで)活用予定						○		
北海道	羽幌町	2	ハイヤー運行支援	地域住民の交通手段の維持・確保のため、交通事業者へ運行支援 ・車両保有数:1台200千円 ※事業者支援分(9/15まで)活用予定							○	
北海道	音威子府村	2	公共交通応援事業	村内に路線バスが乗り入れており、バスターミナル等に営業所窓口を有している事業者に対して、1事業所当たり60万円を支援 事業予定額:600千円	○							
北海道	洞爺湖町	2	観光業経営支援助 成金	売上高が減少し事業に支障が生じている町内中小事業者を対象とした、事業の継続のための支援。 ○観光貸切バス・タクシー・遊覧船業 令和2年2月から6月までのうち、ひと月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること等対象となり、従業員数に応じて10~200万円を給付。 事業予定額:3,810万円	○							
北海道	室蘭市	1	新型コロナウイルス 対策「新しい生活様 式」等導入支援事 業補助	室蘭市内に事業所を有する企業に対する、コロナの影響により売上が前(前)年度)比5%以上減少し且つ、アクリル板の設置等により、新しい生活様式に対応するための必要な経費補助 事業予定額:3,000万円		○						
北海道	室蘭市	2	昼食テイクアウト代 行事業	注文者に指定された飲食店へ弁当を取りに行き、届けるというタクシー事業者が行う事業について、回数に応じて補助	○							
北海道	室蘭市	2	地域公共交通事業 継続支援事業	公共交通の利用促進のため、額面3,000円で6,000円分の利用が可能な「プレミアム交通チケット」を発行。対象は、室蘭市内に本店、支店又は営業所のある乗合バス事業者又はタクシー事業者、組合。 事業総額:3,110万円 バス・タクシー共通プレミアムチケットが好評につき売り切れたため、増額して支援をおこなう。 事業予定額:増額分も3,110万円			○	○				
北海道	苫小牧市	1	市内路線バス支援 事業	市内路線にかかる乗合バス事業者の保有する全ての事業用自動車について、ビニールカーテン設置費用の補助 事業予定額:55万円(1枚5,500円×100両)		○						
北海道	苫小牧市	1	①フェリー事業者感 染防止対策等支援 事業 ②公共交通事業者 等支援事業	①苫小牧港発着のフェリー会社4社を対象に、感染防止対策や旅客需要喚起策に対する費用を1社250万円まで補助 ②利用が減少した公共交通事業者等に対する、感染防止対策と事業継続に向けた支援 事業額:①1,000万円(250万円×4社) ②1,510万円(基本額+車両数毎) 基本額 ・路線バス600万円 ・法人タクシー250万円 ・個人タクシー150万円 ・運転代行250万円 車両単価は1両当たり1~2万円			○					
北海道	苫小牧市	4	事業継続支援事業 2021	・1事業者当たり10万円の給付(109,711千円) ・業務用水道料金・下水道使用料2ヶ月免除(22,200千円) ※他に※一般財源から 90,307千円 いずれも、令和3年8月から令和3年11月までの期間のうち、ひと月の売上が前年または前々年同月比で30%減少した月があること。						○		
北海道	登別市	1	公共交通事業者感 染対策事業	市内路線にかかる乗合バス事業者及び市内に営業所のあるタクシー事業者が保有する全ての事業用自動車について、ビニールカーテン設置費用の補助 事業予定額:495千円(1枚5,500円・バス61両・タクシー29両)	○							
北海道	登別市	4	経営等エール給付 金事業	令和3年6月から9月までのいずれかの月で、売上高等が前々年の同月比で30%以上減少し、かつ、「新北海道スタイル」を実践する市内事業者 (35,226千円) ※他に一般財源から 9,174千円 ・宿泊業者15万~30万 ・テーマパーク15万 ・法人、個人事業者等5万~15万(※) (※)公共交通事業者についても条件に合えば対象となり得る						○		
北海道	伊達市	1	地域公共交通事業 継続支援事業	3密を回避した移動手段の確保目的として地域拠点住民(70歳以上の黄金地区住民)へのタクシーチケットの配布 1人当たり4枚/月(世帯複数の場合は6枚) 事業予定額:4,000万円	○							
北海道	伊達市	1	伊達市タクシー活 用実証事業	地域公共交通事業者(タクシー)支援。タクシーの活用で接触機会を低減した移動手段の確保を推進する ・タクシーチケットの配布 ・対象者:郊外(黄金、稲府、有珠地区)に住所を有する75歳以上の世帯(1,057世帯) 事業費総額 11,844千円(延べ23,662枚×500円=11,831千円、事務費=13千円) ※R3当初予算事業(廻り活用でR4.1まで)活用有無無補償								
北海道	白老町	2	新型コロナウイルス 感染症対策中小企 業等緊急経営支援 事業	資金繰りに支障をきたしている宿泊業、旅客自動車運送事業者を支援。 法人20万円、個人10万円 事業予定額:20,510千円	○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活 用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活 用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活 用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○	
北海道	白老町	1	地域公共交通感染症対策事業	新型コロナウイルス感染症対策として、3密になりやすい地域公共交通における感染対策物品等の配布支援 ・デマンドバス4台への車載型空気清浄機設置 ・運転手及び乗客用マスク、除菌用アルコールの購入配布				○					
北海道	安平町	2	①安平町新型コロナウイルス感染症拡大防止個別旅客等運送緊急対策事業(ハイヤーの運賃を半額補助する事業) ②新型コロナウイルスにかかる安平町経済対策商工事業者等支援金	①町内居住者に対するタクシーによる町内移動時の半額補助(回数無制限)及び、所定の近隣自治体へのタクシー通院時往路分の半額補助(1人月1回限り)。 ②安平町内に事業所がある商工業者に一律10万円、宿泊事業者には更に30万円の補助 事業額:①200万円 ②2,700万円	○								
北海道	安平町	2	感染拡大防止個別旅客等運送緊急対策事業	公共交通機関利用時の混乗や密集軽減として、ハイヤーによる個別運送を奨励する 1.町内移動の運賃の1/2を補助 2.近隣医療機関への運賃の1/2を月1回上限で補助 3.交通事業者感染防止対策経費補助 ※1,2はハイヤー事業者への間接補助により、ハイヤー利用した町民全般が対象。3はハイヤー事業者への直接補助。				○					
北海道	むかわ町	1,2	高等学校魅力化支援事業	通学バスの利用者が「密」の状況を避けるため、増便し分散乗車とすることで、安全・安心な通学を確保する							○		
北海道	平取町	2	平取町中小企業等緊急支援給付金	町内に住所を有し、今後も営業を継続して行う中小企業者への支援。 ○旅客運送事業者・貨物運送事業者 30万円 事業予定額:30,000千円	○								
北海道	日高町	2	地域公共交通支援事業	・減便等による感染対策を講じながら路線バスを維持するバス事業者に対し、事業継続に向けた支援を行う。 ・1者につき500万円を上限とする補助金を支出する。 ・1者×500万円 ・町内の路線をもつバス事業者			○						
北海道	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市	4	地域公共交通利便性向上推進事業	コロナで厳しい経営環境にある交通事業者が実施する利便性向上と利用促進を目的とするバスロケーションシステムについて、近隣自治体と連携し導入するもの (担振管内の都市間高速を除く路線定期全系統(約130)) 室蘭市 31,100千円 苫小牧市 17,236千円 登別市 10,288千円 伊達市 5,614千円		○							
北海道	新ひだか町	2	新ひだか町飲食店等取引事業者影響緩和支援金交付事業	北海道が行う営業時間短縮等の要請に伴い、飲食店などとの取引において、影響を受けている町内中小事業者への支援金 ・基本額:1事業者につき20万円 ・加算額:従業員1人につき3万円 ※ただし、加算額は1事業者につき30万円を限度とする。 ・給付回数は、1事業者につき1回				●					
北海道	厚真町	1	厚真町飲食事業者等感染防止対策補助金	コロナ感染症の長期化などに対応するため、対面サービスを提供する事業者が、感染防止対策を強化するために購入する備品等について支援 ・補助上限額30万円(下限額1万5千円) ※補助率3/4以内						○			
北海道	根室市	2	公共交通・宿泊施設感染拡大防止対策助成金	公共交通事業者、宿泊事業者 基本額10万円+車両1台につきバス4万円、タクシー2万円、客室1室2万円 事業予定額:17,600千円(宿泊施設分13,900千円含む)交通3,700千円) ※ふるさと納税による従前から存在する基金を活用									
北海道	根室市	2	公共交通需要回復緊急支援事業(前払い式プレミアム付乗車回数券等発行事業)	路線バス、タクシーを対象に、事業者(団体)が企画する回数券等発行事業に対して5割の補助を実施。 (市はプレミアム分(5割)を補助し、事業者が最終的に収受する運賃は認可・届出運賃どおりとなる前提で補助。購入した利用者自身は得をするが、その分(プレミアム分)は市が補填する形態) ※根室市ふるさと応援・新型コロナウイルス感染症対策基金を併用				●					
北海道	根室市	2	公共交通需要回復緊急支援事業(夜間・早朝運行事業)	ハイヤー・タクシー事業者が、交通弱者等の移動手段の確保のため深夜、早朝の運行を維持する場合に発生する人件費、燃料費等を支援するもの。 1社1,000千円を上限とする。 ※根室市ふるさと応援・新型コロナウイルス感染症対策基金を併用				●					
北海道	根室市	2	公共交通需要回復緊急支援事業(夜間運転代行事業)	運転代行事業者が、交通弱者等の移動手段の確保のため夜間の運行を維持する場合に発生する人件費、燃料費等を支援するもの。 1社500千円を上限とする。 ※根室市ふるさと応援・新型コロナウイルス感染症対策基金を併用				●					
北海道	根室市	2	公共交通需要回復緊急支援事業(前払い式プレミアム付乗車回数券等発行事業)	路線バス、タクシーを対象に、事業者(団体)が企画する回数券等発行事業に対して5割の補助を実施。 (市はプレミアム分(5割)を補助し、事業者が最終的に収受する運賃は認可・届出運賃どおりとなる前提で補助。購入した利用者自身は得をするが、その分(プレミアム分)は市が補填する形態) ※根室市ふるさと応援・新型コロナウイルス感染症対策基金を併用								○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰越分)の活 用の有無	臨時交付金 (事業者 支援分)の活 用の有無	臨時交付金 (追加事業者 支援分)の活 用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越 分)の活用の 有無	
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○	
北海道	根室市	2	公共交通需要回復緊急支援事業(夜間・早朝運行事業)	ハイヤー・タクシー事業者が、交通弱者等の移動手段の確保のため深夜、早朝の運行を維持する場合に発生する人件費、燃料費等を支援するもの。 1社1,200千円を上限とする。 ※根室市ふるさと応援・新型コロナウイルス感染症対策基金を併用								○	
北海道	根室市	2	公共交通需要回復緊急支援事業(夜間運転代行事業)	運転代行事業者が、交通弱者等の移動手段の確保のため夜間の運行を維持する場合に発生する人件費、燃料費等を支援するもの。 1社600千円を上限とする。 ※根室市ふるさと応援・新型コロナウイルス感染症対策基金を併用								○	
北海道	釧路市	1, 2	公共交通事業者に対する新型コロナウイルス感染症対応緊急支援金	利用者が大きく減少している公共交通事業者に対する感染防止対策、事業継続のための支援。 ○バス事業者 50万円+1両ごとに1.5万円 ○タクシー事業者: 法人 50万円+1両ごとに0.5万円 個人 10万円 (上限200万円) 事業予定額:1,329万円		○							
北海道	釧路市	2	貸切バス事業者に対する事業継続支援	新型コロナウイルスによって影響を受けた、一般貸切旅客自動車運送事業を営むバス事業者に対し、釧路市バス事業者支援金を給付することにより、事業の継続に向けた支援を行い、一般乗合旅客自動車運送事業も存続させ、地域の生活に必要な旅客自動車運送を維持する。 釧路市バス事業者支援金 令和2年4月1日時点で所有する貸切自動車事業用車両台数に基本額を乗じた金額とする。ただし、支援金額の合計が1,500万円を超える場合は、1,500万円とする。 事業予定額:3,000万円		○							
北海道	釧路市	2	貸切バス事業者に対する事業継続支援	新型コロナウイルスによって影響を受けた、一般貸切旅客自動車運送事業を営むバス事業者に対し、釧路市バス事業者支援金を給付することにより、事業の継続に向けた支援を行い、一般乗合旅客自動車運送事業も存続させ、地域の生活に必要な旅客自動車運送を維持する。 釧路市バス事業者支援金 年間に係る貸切バス車両維持費を補助する。ただし、支援金額の合計が1,500万円を超える場合は、1,500万円とする。 事業額:3,000万円		○							
北海道	釧路市	2	教育旅行支援 修学旅行・合宿誘致促進事業補助金	観光振興の観点から、主として市内の宿泊施設への需要喚起のため当該事業を実施。 ①修学旅行 バス運賃の5分の4(上限5万円、1日1両あたり。)を市役所が助成。※道庁の教育旅行支援事業との重複活用は不可。 ②合宿 教育スポーツ課が誘致したものが該当。1日1両あたり5万円を助成。 上記①②ともに、釧路市内の貸切バス事業者を利用し、かつ、釧路市内の宿泊施設に1泊以上宿泊するものが対象 市内バス会社の貸切バス料金を補助することなどにより、釧路合宿や修学旅行等の誘致を図るもの。 ①修学旅行促進 釧路を訪問する修学旅行(市内宿泊1泊以上)のうち、釧路市内のバス会社を利用する場合に1台当たり5万円を補助する。ただし、北海道の教育旅行支援事業における通常1クラスで1台利用する貸切バスを2台に増やして実施する場合の2台目の利用等に係るバス借上料の実費補助との重複はできない。また、修学旅行誘致のインセンティブとしてノベルティを購入・配付する。 ②合宿誘致 釧路に宿泊する合宿に対して、宿泊施設から会場までのバス料金の4/5を補助する(ただし、補助対象経費の上限額は5万円。よって実際の補助額は4万円) 事業予定額:34,900千円 内訳 ①30,900千円 ②4,000千円					○				
北海道	釧路市	4	オンラインバスツアー開催補助金	コロナ禍における新たな旅の形として実施するオンラインバスツアーの開催に向けた支援を行う。事業者が新たに始めるオンラインバスツアーへの開催補助に要する費用を交付対象経費とする。 タクシー事業者が行う高度化、利便増進、及び利用喚起のための取組に対する支援		○							
北海道	釧路市	2	タクシー事業者経営持続化支援補助金	【補助上限額】 ・法人 1,000千円 ・個人 100千円				○					
北海道	釧路市	2	路線バスキャッシュレス決済導入補助金	市内路線バス、乗合タクシー及びコミュニティバスにおけるキャッシュレス決済端末の導入支援				●					
北海道	釧路市	2	タクシー事業者支援金	事業継続に向けた法人・個人タクシー事業者に対する支援 ・法人・個人ともに、保有車両1台当たり50千円(上限額なし)						○			
北海道	釧路市	2	釧路市バス事業者支援金	新型コロナウイルスによって影響を受けたバス事業者に対し、釧路市バス事業者支援金を給付することにより、一般乗合旅客自動車運送事業を支援し、地域の生活に必要な旅客自動車運送を維持する。 公共交通を維持するため車両維持の補助を行う。ただし、支援金額の合計が1,500万円を超える場合は、1,500万円とする。 事業額:3,000万円			○			○			
北海道	釧路市	2	釧路市タクシー事業者事業継続支援金	事業継続に向けた法人・個人タクシー事業者に対する支援(国の事業復活支援金支給対象事業者に対し、国の支援額の1/2の額を上乗せ支援)								○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活 用の有無	臨時交付金 (事業者 支援分)の 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者 支援分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越 分)の活用 の有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他										
北海道	釧路市 釧路町	4	タクシーを活用した テイクアウト配達代 行支援事業	デリバリー料金のうち、1000円分を釧路市が補助。 (①タクシー会社が飲食店から食事+配達代100円(飲食店負担分)+専用伝票を受け、②タクシー会社が飲食店に配達代(100円)領収書を発行。 ③タクシー会社が利用者へ食事を配達+配達代100円(利用者負担分)を受け、④タクシー会社が1ヶ月分の専用伝票を組合(北海道社飲食生活 衛生同業組合釧路支部)に提出、⑤組合が市役所に実績を報告、⑥市役所が組合に補助金(距離でなく、実際は1件1,000円)を交付、⑦組合がタク シー会社に補助金を交付。) ※5月24日現在延べ2,600件。1日平均100件の利用 事業額: 釧路市 10,000千円 釧路町 1,000千円 ※支出する市町の判断は、出発飲食店所在地で決定	○							
北海道	釧路町	2	新型コロナウイルス 対策経営維持支援 助成金	創意工夫により経営維持・継続に向けて取り組む場合に最大70万円助成。 対象業種: 小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業・観光業(観光バス・観光タクシー含む) 事業予算額: 60,000千円	○							
北海道	釧路町	2	地方路線バス事 業者支援助成金	町内を運行路線とするバス事業者は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言による外出自粛、学校の休校等により運送収入が激減する中、 感染拡大の防止対策にも新たな費用が必要となっており、こうした対策を支援し、広域的な地域公共交通の維持、確保を図る。 2者(くしろバス、阿寒バス)各70万円助成		○						
北海道	釧路町	4	地域公共交通タク シー事業者持続化 事業	・新型コロナウイルス感染症の流行による移動需要の減少により経営環境に影響が生じているタクシー事業者が行う運行の安全化と事業規模の持 続化に資する①高度化、②利用増進及び③利用喚起のために実施する取組を支援。 ・事業費全額を支援(上限=法人:100万円、個人:10万円)			○					
北海道	釧路町	1	地方路線バス事 業者支援助成金	町における地方路線バスの安定的な運行及び町民の日常的な移動手段を確保するため、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営環境に影響 が生じている地方路線バス事業者に対し助成するもの。 ・地方路線バス事業者に対し、新型コロナウイルス感染症予防のために実施している取組内容に応じて、助成金を交付する(1事業者につき最大 1,000千円)						○		
北海道	釧路町	2	地域公共交通持続 化臨時支援補助事 業	8月27日発令の緊急事態宣言に伴い、外出自粛などにより需要減が見込まれる地域公共交通事業者への支援 ・町内に事業所を有する法人=タクシー1台あたり25千円(上限1,000千円) ・個人タクシーについては別途事業者支援制度により売上20%減少で1事業者100千円							○	
北海道	中標津町	4	新型コロナウイルス 対策地域活性化支 援事業	町内飲食店等にかかる「タクシーデリバリーサービス」への支援。 ○タクシー事業者 メーター運賃と利用者負担額との差額を支援 3.5キロまで利用者は100円のみ負担 このほか、容器代や広告費も補助金を充当) 【予算総額】5,000千円	○							
北海道	中標津町	2	新型コロナウイルス 対策経営基盤安定 化給付金事業	創意工夫により経営維持・継続に向けて取り組む場合に売上増減少率に応じて最大70万円助成。 対象業種: 小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業・観光業(観光バス・観光タクシー含む)・バス・タクシーは町内所在全4事業者が対象であ ることを確認済み(いずれも観光需要にも対応しているとの町の判断) 事業予算額: 46,750千円	○							
北海道	白糠町	2	公共交通事業者支 援事業	新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、経営環境に影響が生じている公共交通事業者(タクシー事業)へ対し支援。 (事業継続支援): タクシー事業の減収分に対し支援(120万円) (利用促進支援): 収束後の利用拡大へ向けた取り組みに要する経費に対し支援(337万円) ※(事業継続支援): 1,200千円、(利用促進支援): 4,000千円			○					
北海道	白糠町	2	貸切バス事業者支 援事業	新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、経営環境に影響が生じている公共交通事業者(貸切バス事業)へ対し支援。 (町営バス運行事業): 減収分に対し支援(100万円)			○					
北海道	鶴居村	1	鶴居村新型コロナ ウイルス感染症対 策地方路線バス 事業者支援事業	【R2年度事業】 1 補助対象事業者: 村域内を運行する地方路線バス事業者 2 補助対象経費: 7項目の感染症防止対策に対して限度額70万円 3 補助率: 定額 4 交付実績: 700,000円 【R3年度事業】 実績なし 【R4年度事業】 予定なし								
北海道	標津町	1	受入環境の取り組 みや集客支援	①②宿泊業者等を対象とした顧客受入スキルの向上及び魅力化、また、感染予防対策を実施した宿泊業者や飲食業者等に対し必要経費の一部を 助成し、衛生環境整備を図る。 ③ (1)衛生環境整備に係る研修会等費用 (2)衛生環境整備支援金 (3)啓発資材(パンフレット、幟など) ④(1)は町直接、(2)(3)は商工会間接補助により町内事業者助成	○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金(R2・1次補正分)の活用有無	臨時交付金(R2・2次補正分)の活用有無	臨時交付金(R2・3次補正分)の活用有無	臨時交付金(R2・3次補正分)の活用有無	臨時交付金(事業者支援分)の活用有無	臨時交付金(追加事業者支援分)の活用有無	臨時交付金(R3補正分)の活用有無	臨時交付金(R3補正分)の活用有無	
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他				活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○
北海道	標津町	2	中小企業緊急融資事業	①R2.4月以降、売上が前年同月比30%以上減少した事業者への融資に対し、利子及び保証料の全額を補助するもの。 ②③ ・前年度同月比が30%以上減少した事業所への融資の利子及び保証料の全額補助 ・限度額1,000万円(7年以内、据置2年以内)融資枠1億円 ④R2.4月以降の売上高の前年同月比30%以上減の町内事業者	○								
北海道	標津町	2	中小企業緊急融資事業②	①R2.4月以降、売上が前年同月比30%以上減少した事業者への融資に対し、利子及び保証料の全額を補助するもの。 ②③ ・限度額500万円(7年以内、据置2年以内)融資枠1億円 ④R2.4月以降の売上高の前年同月比30%以上減の町内事業者		○							
北海道	標津町	1	新型コロナウイルス感染症予防対策助成事業	①感染症予防対策を講じる町内事業者に対し経費の一部を助成するもの。 ②③ 全体事業費 1,160,851円 ④町内事業者				●					
北海道	標津町	2	中小企業緊急融資事業	①R2.4月以降、売上が前年同月比30%以上減少した事業者への融資に対し、利子及び保証料の全額を補助するもの。 【令和2年度第2次補正分活用積立基金取崩し分事業】 ②③ ・前年度同月比が30%以上減少した事業所への融資の利子及び保証料の全額補助 ・限度額1,000万円(7年以内、据置2年以内)融資枠1億円 ④R2.4月以降の売上高の前年同月比30%以上減の町内事業者		○							
北海道	標津町	2	中小企業緊急融資事業②	①R2.4月以降、売上が前年同月比30%以上減少した事業者への融資に対し、利子及び保証料の全額を補助するもの。 【令和2年度第2次補正分活用積立基金取崩し分事業】 ②③ ・限度額500万円(7年以内、据置2年以内)融資枠1億円 ④R2.4月以降の売上高の前年同月比30%以上減の町内事業者		○							
北海道	帯広市	1	帯広市公共交通機関感染拡大防止対策支援事業	公共交通機関の維持と利用者が安心して利用できる衛生的な車内環境の確保に取り組む交通事業者に対し、継続的な感染症防止対策の推進を目的とした支援金を支給。 ○対象事業者:乗合バス事業者及びタクシー事業者(法人・個人。ただし、福祉輸送限定事業を除く。) ○補助額:路線バス1台あたり2万円、タクシー1台あたり1万円	○								
北海道	士幌町	2	事業・雇用継続支援給付事業	支援金を交付し、事業の継続と雇用の維持を図る。 ○対象事業者:町内事業者 ○給付額:事業継続分～200千円 雇用継続分～労働者50千円/人 パートタイム20千円/人 ※上限額 1,000千円/1事業者	○								
北海道	士幌町	4	申請業務代行費用助成事業	助成金等申請業務を社労士等へ依頼する場合の一部を助成する。 ○対象事業者:町内事業者 ○給付額:社労士等へ支払った手数料の8/10以内 ※上限200千円/1事業者	○								
北海道	士幌町	2	事業継続緊急支援金給付事業	売上減少等影響を受けた町内事業者を対象に、緊急的に支援金を交付する。 ○対象事業者:売上が前年比20%以上減少している町内事業者 ○給付額:売上減少額の1/2以内 ※上限額 250千円/1事業者			○						
北海道	音更町	1	公共交通機関感染症拡大防止支援金	地域住民にとって重要な交通手段である公共交通機関の衛生的な車内環境確保に取り組む公共交通事業者に対する支援 ・乗合バス事業者:25,000円/台、上限50万円。 ・一般乗用(2社)、個タク(5者)、福祉限定(2社):15,000円/台 事業予定額:1,375千円			○						
北海道	池田町	2	デリタク支援事業	タクシーによるデリバリーサービスの運営を負担 事業予定額:1,938千円			○						
北海道	本別町	2	高齢者等ハイヤー利用促進事業(高齢者等へのハイヤー利用券の交付事業)	町内在住で自動車運転免許を持たない高齢者(65歳以上)等に対し、乗車料金を定額負担(居住地域や利用区間により200円～1,000円)とするタクシー券を1カ月あたり4枚/人交付。 事業予定額:1,637千円			○						
北海道	本別町	2	高齢者等生活交通支援事業	・ハイヤー利用者の負担軽減と細やかな交通手段の確保、交通事業者の経営の安定化を図ることを目的に、高齢者等がタクシーを利用した際の利用料金の助成等を行う。 ・助成内容①:額面500円のハイヤー利用券を1人当たり30枚(合計15千円分)交付 ・助成内容②:額面500円の利用券を利用者が購入する際、購入額の半額を助成			○						
北海道	足寄町	4	事業継続支援事業	緊急事態宣言による外出自粛等で大きな影響を受けた町内中小企業を支援(町内タクシー事業者を含む約250事業者を支援) 3月～5月の売上減少額・減少率に応じて算定する定額支援金(5万円～100万円)を商工会と連携して支出 総事業費 30,700千円			○						
北海道	足寄町	4	年末年始事業継続支援事業	北海道の集中対策期間や国の緊急事態宣言により、忘年会・新年会の中止、会食の自粛等で大きな影響を受けた町内の事業者(町内タクシー事業者を含む約60事業者)で今後も事業を継続する意向のある者に支援金を交付する。 前年12月又は1月の売上減少額・減少率に応じて算定する定額支援金(5万円～50万円)を商工会と連携して支出 総事業費 14,000千円			○						
北海道	足寄町	4	事業継続支援事業(令和3年度実施分)	コロナ禍により売上が減少した町内事業者(タクシー事業者を含む150事業者)に対し、売上減少額・減少率に応じて定める定額支援金(5万円～100万円)を交付する				●					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無		
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他															
北海道	鹿追町	4	高齢者タクシー利用 助成事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴って外出機会が減少している高齢者等の活動機会の増大、冷え込んだ地域経済の活性化、通院控による健康状態の悪化の抑制、さらには利用者が減少しているタクシー事業者への支援のため実施するもの。 ●70歳以上の高齢者等へのタクシー利用券の助成 ●2,200円×280名×12か月≒7,500,000円			○										
北海道	鹿追町	2	高校通学バス支援 金	臨時休校による影響を受けた鹿追高校通学バスの運行事業者に対する支援と、長期休暇中の通学バスの運行回数が増えることに対する保護者支援を兼ねて、運行主体である鹿追町学校協会に支援を行うもの 事業予算額:920千円		○											
北海道	鹿追町	4	然別湖畔誘客促進 事業	町内の然別湖畔で開催される「しかりべつ湖コタン」において、冬期間の交通安全対策としての路線バスの活用推進、ゼロカーボンシティ宣言を行っている鹿追町における環境負荷軽減を踏まえつつ、観光客増加を目指すもの。 ●路線バスを利用し、然別湖畔で下車した利用者に対し、然別湖畔で利用可能なクーポン券を配布する。 大人3,000円×600名=1,800,000円 小人1,500円×133名≒200,000円				○									
北海道	陸別町	2	地域間幹線系統路 線コロナ対策補助 事業	公共交通事業者が実施する車内の感染防止対策に対して支援金を給付し事業継続を支援する。 ●支援金 2事業者×15万円 ●対象 令和2年4月1日時点で町内地域間幹線系統路線を運行している公共交通事業者(十勝バス・北見バス)			○										
北海道	陸別町	4	テイクアウト特別運 送事業者支援事業	飲食店が実施するテイクアウトメニューの配送に係る協力支援金 (配送1回あたりの補助単価:2km以内600円・5km未満1,200円・10km未満2,400円・15km未満3,900円・15km以上5,000円) ・264千円上限						●							
北海道	陸別町	2	テイクアウト特別運 送事業者支援事業	飲食店が実施するテイクアウトメニューの配送事業について配送協力支援金を支給			○	○		●			●				
北海道	芽室町	3	地域交通体系整備 事業	買い物支援サービス付きデマンド型タクシー運行サービスによる高齢者、交通弱者を主対象とする生活支援MaaSの実装経費補助(国土交通省「日本型MaaS推進・支援事業」の一般財源分として、補助対象経費を計上している。補助対象事業者は、芽室町地域公共交通活性化協議会である。										○			
北海道	斜里町	2	生活路線バス維持 確保対策事業	生活路線として最も重要な斜里〜ウトロ間を走る知床線について、路線維持のため運行経費の支援を行った。 1回目:4,157千円 2回目:1,699千円	○		○										
北海道	斜里町	2	交通事業者支援	バス事業者1社30万円 都市間バス使用車両1台100万円×3台 (斜里バスに330万円) タクシー事業者1社5万円 タクシー車両1台×2万円 (斜里ハイヤー・ウトロハイヤーに32万円)			○										
北海道	斜里町	2	生活路線バス維持 確保対策事業	知床線について、生活路線として最低限必要となる1日1便の運行に係る経費の二分の一を、84日分(5月9日~7月31日)を助成する。						●							
北海道	斜里町	4	女満別空港線バス 運行経費軽減支援 事業	成田空港から女満別空港間のピーチ就航に伴い、知床エアポートライナーを1便増便したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、乗客数の大幅な減少を受け十分な乗車料が得られず、運航の継続ができない状態について、観光路線バスとして維持確保を図るため、運行に要する最低経費の2分の1を限度に特別助成する。				○									
北海道	北見市	2	貸切バス及びタク シー事業者への事 業継続支援	公共交通(貸切バス・タクシー)事業者に1事業者当たり10万円を助成。 ※加算額:大型車等2万円/1台、小型車等1万円/1台(上限額50万円)			○										
北海道	北見市	2	タクシー等で利用 できるクーポン券の 配付	タクシーや飲食店での出前、持ち帰りの利用で、税込み300円の支払いごとに100円分を使えるクーポンを1世帯当たり2,000円分(100円×20枚)配布	○												
北海道	北見市	2	タクシー割引券の 配布	タクシーの利用で、1回の乗車につき1枚使える割引券を65歳以上の高齢者を含む世帯に1世帯当たり1,000円分(500円×2枚)配布						●							
北海道	北見市	2	路線バス事業者へ の財政支援	高校生のバス利用を促進するため、市内高校生に1人当たり3,000円のバス乗車券の引換券を交付			○										
北海道	津別町	1	感染予防支援金給 付事業	経済活動の継続と町内から感染者を発生させない取り組みの実践を目的に事業者が行う感染予防対策に要した費用を助成(1事業者上限10万円)				○									
北海道	津別町	1	公共交通事業継続 支援	(1) 地域公共交通確保維持事業における地域間幹線系統確保維持費国庫補助系統の町内バス路線 1路線につき20万円 (2) 前号に規定する路線以外の町内バス路線 1路線につき10万円 (3) 専ら一の市町村の区域を越え、かつ、その長さが50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの(都市間バス) 1事業者につき10万円 (4) タクシー事業 1事業者につき20万円				○									
北海道	小清水町	2	個人事業者等支援 事業	・事業収入が大幅に減少する(第1・2弾:前年比30%以上、第3弾:前年比20%以上の減、第4・5弾:前年比若しくは前々年比20%以上の減)事業者等に対して事業継続及び雇用継続のための支援 ・1事業所当 基礎額 150千円 雇用者数に応じて50千円~1,000千円を追加支援 バス事業者(1社) 900千円 (第2弾600千円、第3弾300万円) ハイヤー事業者(1社) 200千円 (第1弾200千円) バス事業者(1社) 300千円 (第4弾300千円) バス事業者(1社) 300千円 (第5弾300千円)	○	○					●		○				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者 支援分)の 活用有無	臨時交付金 (追加事業者 支援分)の 活用有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用有無	臨時交付金 (R3補正繰越 分)の活用 有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したもの に○	活用したもの に○	活用したもの に○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活 用したものに●	活用したもの に○	5/9まで申請 したものに○
北海道	雄武町	2	新型コロナウイルス 感染症対策旅客運 送業経営支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けて、売上が減少している町内旅客運送事業所及び町内で自ら旅客運送事業を営む者に対し、事業継続のための経営支援の補助を行う。(50万円)			○					
北海道	湧別町	1	新型コロナウイルス 感染症対策給付金	新型コロナウイルス感染症対策を徹底した中で事業を実施している町内の一般乗用旅客自動車運送事業者に対し支援を行う。 ・3事業者×100千円=300千円	○						○	
北海道	置戸町	1.2	生活路線バス事業 者支援助成金	生活路線バス事業者への支援 ・感染症対策経費 1台15,000円×10台(路線運行バス車両)=150,000円 ・経営継続支援 3,250,000円		○						
北海道	置戸町	1	生活路線バス事業 者新型コロナウイルス 感染症対策経費 支援事業	生活路線バス事業者への支援 ・感染症対策経費 600,000円×補助率1/2=300,000円(上限)				○				
北海道	置戸町	4	バス事業者と連携 した町の魅力発信 事業	町内を運行しているバス事業者と連携し、町外に向けて町の魅力を発信するための広告事業 ・交通事業者(バス事業者)へ広告委託 720,000円				○				
北海道	置戸町	4	バス事業者と連携 した町の魅力発信 事業	町内を運行しているバス事業者と連携し、町外に向けて町の魅力を発信するための広告事業 ・交通事業者(バス事業者)へ広告委託 720,000円								○
北海道	美幌町	2	公共交通事業者支 援事業	公共交通を担う交通事業者(バス・タクシー)に対し支援 支援額(総額) 2,360千円		○						
北海道	美幌町	2	公共交通事業継続 支援	タクシー事業及び運転手の維持確保のための支援 ①車両の感染防止対策 2万円×タクシー26台=520千円 ②運転手の賃金 夜間常勤運転手 10万円×12人=1,200千円 その他(日勤・パート) 2万円×18人=360千円			○					
北海道	美幌町	2	新型コロナウイルス ワクチン接種者 送迎支援事業	交通手段のない高齢者に対して、ワクチン接種会場までのタクシー運賃を町が負担することによりワクチン接種率の向上を図る。 75歳以上の高齢者を対象とし、ワクチン接種時のタクシー費用を全額町が負担。			○					
北海道	美幌町	4	公共交通利用環境 整備事業	デマンドバス導入等の環境整備を行い、感染リスク低減及び利便性向上を図る。 ・補助金(バス停改修、許可申請)、ワゴン車1台購入、ロコ等作成、ハンフレット作成							○	
北海道	美幌町	4	公共交通利用環境 整備事業	公共交通を担う交通事業者(バス・タクシー)の運行継続に対する支援 支援額(総額) 2,200千円							○	○
北海道	訓子府町	1.2	生活路線バス事業 者支援事業	生活路線バス事業者への支援 ・感染症対策経費 1台45,000円×10台(路線運行バス車両)÷3町(沿線3町)=150,000円 ・経営継続支援 3,250,000円		○						
北海道	訓子府町	1	生活路線バス新 型コロナウイルス感 染症防止対策経費 支援事業	生活度線バス事業者に対し、感染拡大防止対策経費を支援する。				●				
北海道	訓子府町	4	バス事業者と連携 した町の魅力発信 事業	町内を運行しているバス事業者と連携し、町外に向けて町の魅力を発信するための広告事業 ・交通事業者(バス事業者)へ広告委託 704,000円				●				
北海道	遠軽町	2	特定施設継続支援 金	・宿泊施設、バス・タクシー(運転代行含む)、学校給食提供施設(大規模)、理美容施設(大規模)に30万円 ・学校給食提供施設(中・小規模)、理美容施設(中・小規模)に10万円 事業費:28,238千円	○							
北海道	遠軽町	2	特定中小企業継続 支援金	・町内中小企業(農業、林業、公務、分類不能の産業、政治経済文化、宗教、外国公務を除く)に10万円		○						
北海道	遠軽町	2	特定事業緊急支援 金	・宿泊施設、バス・タクシー(運転代行含む)、飲食店、酒類卸売業に20万円		○						
北海道	遠軽町	2	特定事業支援金	年間売り上げ減少率に応じて支援金を支給 ・宿泊施設、バス・タクシー(運転代行含む)、酒類卸売業に20~100万円 ・飲食店に10~50万円			○	●				
北海道	遠軽町	2	特定店舗継続支援 金	・飲食店に10~15万円 ・2021年8月から10月までの売り上げを2020年または2019年の各同月(やむを得ない事情により休業した月がある場合は2018年同月)と比較し、売上が20%以上減少している酒類卸売業、交通事業(ハイヤー・運転代行)に5~100万円の支援金を支給			○					
北海道	網走市	2	地域公共交通運行 継続支援金	公共交通機関の運行継続や感染症対策等を支援 ・市内に本社を有するバス事業者:バス車両1台につき20万円 ・市内に本社を有するハイヤー事業者:ハイヤー車両1台につき1万円 ・本市と大空町間を運行するバス事業者:運行系統数1運行系統につき20万円			○					
北海道	網走市	1	農大線密集対策事 業	新型コロナウイルス感染症予防対策として、混雑する路線バスの車両増便に係る費用を負担 【対象事業者】 市内路線バスを運行する事業者 事業予算額:200万円			○					
北海道	網走市	2	スクールバス密集 対策事業	スクールバスの密集対策のために増便するバスの運行経費を支援		○						
北海道	網走市	2	生活交通路線維持 対策事業	生活交通手段の維持のため公共交通機関(路線バス)の運行を支援		○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者 支援分)の 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者 支援分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越 分)の活用の 有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○
北海道	網走市	2	スクールバス密集対策事業	スクールバスの密集対策のために増便するバスの運行経費を支援 ※7,400千円(R3補正分)			○				○	
北海道	網走市	2	地域公共交通運行継続支援金給付事業	公共交通機関の運行継続や感染症対策等を支援 ・市内に本社を有するバス事業者:バス車両1台につき20万円 ・市内に本社を有するハイヤー事業者:ハイヤー車両1台につき1万円 ・本市と大空町間を運行するバス事業者:運行系統数1運行系統につき20万円 ※14,280千円(R3補正分)				●			○	
北海道	網走市	2	観光関連事業者支援事業	業績低下が著しい宿泊施設及び交通事業者へ交付金を支給			○					
北海道	網走市	2	交通ネットワーク利活用推進事業	公共交通機関を利用して来網する市内宿泊者へ宿泊費の一部を助成			○					
北海道	紋別市	2	交通事業者経営補助金(第1期)	(1)乗合バス事業 4,000,000円 →(A) (2)貸切バス事業 1,000,000円 →(B) (3)タクシー業 1,500,000円 →(C) (4)運転代行業 500,000円 →(D) 【加算額】(1)従業員数 × 35,000円 →(E) 【補助金額】(A)から(D)の合計金額+(E) 事業予定額:12,000千円	○							
北海道	紋別市	2	交通事業者経営補助金(第2期)	(1)乗合バス事業 4,000,000円 →(A) (2)貸切バス事業 1,000,000円 →(B) (3)タクシー業 1,500,000円 →(C) (4)運転代行業 500,000円 →(D) (5)福祉タクシー(介護保険適用外) 150,000円 →(E) 【加算額】(1)従業員数 × 50,000円 →(F) 【補助金額】(B)から(E)の金額+(F)=補助金額(上限250万円)			○					
北海道	紋別市	1	地域公共交通感染症拡大防止対策事業補助金	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための設備等の導入に要する経費のうち、国庫補助対象経費を除いた事業者の負担分を補助する。 (国庫補助金:地域公共交通確保維持改善事業補助金 補助率1/2) 【補助金額】 国が交付する補助金の補助対象経費から確定補助金額を控除した額 (上限額:補助対象経費の1/2)			○					
北海道	紋別市	2	交通事業者経営補助金(第3期)	(1)貸切バス事業 1,000,000円 →(A) (2)タクシー業 1,500,000円 →(B) (3)運転代行業 500,000円 →(C) 【加算額】(1)従業員数 × 50,000円 →(D) 【補助金額】(A)から(C)の金額+(D)=補助金額(上限250万円)							○	
北海道	紋別市	2	交通事業者経営補助金(第4期)	【基本額】 (1)貸切バス事業 5,000,000円 (2)タクシー業 4,500,000円 (3)運転代行業 2,000,000円 【加算額】 (1)従業員数 × 50,000円 【補助金額】 基本額+加算額(上限200万円)=補助金額								
青森県	青森県	2	地域公共交通基盤維持特別対策事業費	広域路線バス、地域鉄道、フェリーに対し、減収分の補填のほか、線路や船体などの維持費の補助(事業予算:4億7,586万円)	○							
青森県	青森県	1	公共交通機関を活用した新型コロナウイルス感染症拡大防止対策PR事業	公共交通事業者の車内広告等を活用した、感染症拡大防止に係る情報発信の実施 (事業費予算2,007万円)	○							
青森県	青森県	2	国内航空路線需要回復緊急対策事業	・利用促進に向けた旅行商品造成支援、各路線PR ・空港管理会社による航空会社の事務所賃借料の減免支援(補助率:1/2) (事業予算5,890万円)			○	○				
青森県	青森県	2	国際定期便緊急対策事業	・航空会社への路線運航支援(補助率1/3) ・航空需要喚起に向けた取組 (事業予算1億2,067万円)			○					
青森県	青森県	1,2	地域公共交通新生活様式対応促進事業	・新しい生活様式に適合した利用拡大の取組への支援(補助率:3/4) ・感染防止拡大対策の取組への支援 ・公共交通機関を活用した新しい生活様式のPR (バス・タクシー・鉄道・フェリー、事業予算:1億5,830万円)			○					
青森県	青森県	1,3	生活交通バスICカード導入推進事業	乗合バスへのICカード導入経費の支援 (補助率:1/3、事業予算:5億1,788万円)			○	○				
青森県	青森県	2	釧田・脇野沢航路利用促進特別対策事業	新しい生活様式に対応した利用促進モニターツアーの実施 (事業予算:900万円)			○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰越分)の活 用の有無	臨時交付金 (事業者 支援分)の活 用の有無	臨時交付金 (追加事業者 支援分)の活 用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越 分)の活用の 有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したもの に○	活用したもの に○	活用したもの に○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したもの に○	5/9まで申請 したものに○
青森県	青森県	2	三沢・羽田4便化対 策利用促進事業	三沢・羽田線の利用促進のための増便PRや旅行商品造成支援 (事業予算:1,000万円)		○						
青森県	青森県	1	青い森鉄道感染症 拡大防止対策事業 費補助	青い森鉄道線における感染拡大防止対策実施 (事業予算:640万円)		○		○				
青森県	青森県	2	青い森鉄道利用促 進特別対策事業	青い森鉄道線における利用促進のための県産品プレゼントキャンペーンやプロモーションの作成 (事業予算:801万円)		○						
青森県	青森県	1	鉄道施設整備事業 (鉄道施設事業特 別会計)	感染症拡大防止のための、青い森鉄道線の駅トイレ洋式化の実施 (事業予算:6,500万円)		○		○				
青森県	青森県	2	大間・函館航路特 別対策事業費補助	町が行う船体維持経費支援に対する補助 (事業予算:500万円)		○						
青森県	青森県	2	青い森鉄道外国人 観光客利便性向上 事業	青い森鉄道線における外国人利便性確保のための多言語対応ウェブコンテンツの作成 (事業予算:402万円)		○		○				
青森県	青森県	1,3	青い森鉄道ICカード 導入可能性調査事 業	青い森鉄道線へのICカード導入に関する可能性調査の実施 (事業予算:493万円)		○		○				
青森県	青森県	1	観光安全安心推進 事業	観光事業者、宿泊事業者、観光遊覧船事業者への感染拡大防止対策経費の支援 (補助率:1/4、事業予算:3億1,000万円)								
青森県	青森県	1	観光バス・レンタ カー安全安心対策 事業	消毒作業等の感染防止対策と車両へのステッカー貼付等のPR (事業予算:8,425万円)		○						
青森県	青森県	2	国内旅行需要拡大 対策事業	・観光バスを組み込んだ旅行商品を支援 ・タクシー・レンタカーを組み込んだ旅行商品を支援 (事業予算:3億1,702万円)		○						
青森県	青森県	2	国内航空路線需要 回復対策事業	利用促進に向けた旅行商品造成支援や各路線のPRといった利用促進を実施 (事業予算:5,833万円)			○	○				
青森県	青森県	2	国内航空路線維 持・強化対策事業	既存路線の知名度向上や冬季・乗継利用促進のためのPR等の利用促進を実施 (事業予算:2,588万円)			○	○				
青森県	青森県	2	三沢・羽田線4便化 対策事業	三沢・羽田線の利用促進のための増便PRや旅行商品造成支援 (事業予算:1,500万円)			○	○				
青森県	青森県	2	国際定期便特別対 策事業	路線運航支援及び航空需要を喚起するための取組を実施 (事業予算:1億662万円)				○				
青森県	青森県	2	国際定期便新規就 航等受入環境整備 事業費補助	青森空港における運航再開及び増便に係るハンドリング業務に要する経費に対する補助(補助率:1/3) (事業予算:5,278万円)				○				
青森県	青森県	2	航空ネットワーク基 盤等維持対策事業	・空港管理会社による空港機能の維持に要する経費の支援(補助率:1/2) ・空港利用促進に向けた見学会、キャンペーンの実施 (事業予算:3,521万円)			○	○				
青森県	青森県	2	地域公共交通維持 特別対策事業	広域路線バス、地域鉄道、フェリーに対し、減収分の補填のほか、線路や船体などの維持費の補助 (事業予算:5億4,795万円)			○	○				
青森県	青森県	1,3	地域公共交通利活 用促進特別対策事 業費補助	交通事業者による感染症収束後の取組やデジタル化対応・新サービス提供等地域経済の活性化に資する取組に要する経費に対する補助(補助率 2/3、10/10) (事業予算2億2,000万円)			○	○				
青森県	青森県	2	青い森鉄道定期外 利用促進特別対策 事業	青い森鉄道線の利用促進のための企画切符運動キャンペーンや通年型プロモーションの実施 (事業予算:1,077万円)			○	○				
青森県	青森県	2	青い森鉄道車両修 繕等特別対策事業 費補助	青い森鉄道線における車両維持に要する経費に対する補助(補助率:1/3) (事業予算:1億4,415万円)			○	○				
青森県	平川市	2	平川市内事業者緊 急支援交付金	・市内事業者(業種に特に縛り無し):令和2年3月または4月の1か月において、収入が前年同月比3割以上減収していること。1事業者あたり10~30万 円	○							
青森県	平川市	1	平川市内事業所ク ラスタ-感染予防 対策事業	市内事業所、事務所等のクラスタ-感染予防のための設備、補助率2分の1 ・個人事業主:上限10万円 ・法人(従業員数10人未満):10万円 ・法人(従業員数10人以上):20万円	○							
青森県	八戸市	2	八戸市新型コロナ ウイルス対策支援 金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって経済的な影響を受けた中小企業を営む者に対する支援金の給付(実績総額:10億2,950万円) 【第1次】 飲食店、宿泊業(旅館業法上の旅館業)、タクシー業、自動車運転代行業を営む者に対する支援金の給付 ・1事業者あたり一律20万円 【第2次】 中小企業を営む者に対する支援金の給付(第1次で給付を受けなかった場合に限り、第1次の対象事業者も対象) ・1事業者あたり一律20万円		○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活 用有無	臨時交付金 (事業者 支援分)の 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者 支援分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越 分)の活用の 有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	5/9まで申請したものに○
青森県	八戸市	1.2	八戸市地域公共交通維持支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた路線バス事業者及びタクシー業界(市タクシー協会)に対する、 ・感染症対策用品等の購入に要する経費の補助 ・プレミアム付のバスのセット回数券及びタクシーチケットの発行に要する経費の補助及びプレミアム分の補填 (実績総額:5,086万円) ・補助率:10/10		○						
青森県	八戸市	2	第3次八戸市新型コロナウイルス対策支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって経済的な影響を受けた中小企業(農林水産業を含む全業種)を営む者に対する支援金の給付(実績総額:7億8,552万円) ・1事業者あたり一律20万円				○		○		
青森県	八戸市	1.2	プレミアム付タクシーチケット発行事業支援補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたタクシー業界(市タクシー協会)に対するプレミアム付タクシーチケットの発行に要する経費の補助及びプレミアム分の補填 ただし、チケット発行にあたっては、一般向けと高齢者向けを分けるなど、高齢者が当該チケットを購入しやすい形式とすることで、新型コロナウイルススクワテンの高齢者優先接種時の安全・安心な移動に資する事業内容とする (実績総額:1,306万円) ・補助率:10/10				○				
青森県	八戸市	2	飲食関連事業者等支援金	(通常分交付金) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、県による、営業の時短要請の影響を受けた事業者(タクシー事業者・自動車運転代行事業者を含む)に対する支援金の給付(実績総額:1億3,333万円) ・1事業者あたり一律20万円						○		
青森県	八戸市	2	八戸市雇用調整助成金申請費補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業を営む者に対する「雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への事務手数料」の補助(実績総額:1,903万円) ・1事業者あたり上限10万円								
青森県	八戸市	2	八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって事業継続に極めて深刻な影響を受けている路線バス及びタクシー事業者に対する支援金の給付(予算総額:4,100万円) ・車両1台あたりの単価(路線バス事業者:10万円/台・タクシー事業者:5万円/台)に、市内事業所等に属する車両台数(タクシーの場合、東北運輸局に登録済の車両で、かつ、福祉車両以外の車両)を乗じた額								
青森県	つがる市	2	つがる市事業継続支援金	タクシー・貸切バス・代行:令和2年3月から5月までのいずれかの月の売上高が前年同月より20%以上減少していること。1事業者あたり20万円	○							
青森県	三戸町	2	三戸町新型コロナウイルス感染症対策飲食店等事業者緊急支援金	タクシー・代行:3月～5月の各月の売上額が前年同月と比較して20%以上減少又は明らかに減少すると見込まれる営業月について、その減少額(減少見込額)を支給(上限15万円)	○							
青森県	鯉ヶ沢町	2	鯉ヶ沢町持続化給付金	3～6月の売上金額が前年同月比30%以上減少した月に、 ①減収額100万円未満の法人:上限20万 ②減収額100万円以上の法人:上限30万、 ③個人事業者:10万を上限に給付 (事業予算:3,500万円)	○							
青森県	鯉ヶ沢町	1,3	生活交通バスICカード導入推進事業費補助	乗合バス事業者へのICカード導入経費の支援(2,822千円) (補助対象事業者:弘南バス(株) 総事業費:539,491千円 当期按分率:2.302% 負担額:2,822千円)								○
青森県	弘前市	2	中小企業者等事業継続支援金	従業員6人以上の飲食業、タクシー業、運転代行業を営む中小企業者に対して、タクシー業に最大100万円、運転代行業に最大30万円を給付(事業予算:1億4,050万円)	○							
青森県	弘前市	2	タクシー及び自動車運転代行事業者事業継続支援金	タクシー・自動車運転代行事業者に対する支援(34,750千円) 新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に大きな影響を受けているタクシー及び自動車運転代行事業者に対し、支援金を給付することで事業継続を支援 ・タクシー 75千円/台 ・運転代行 50千円/台							○	
青森県	弘前市	2	弘南鉄道運行継続支援事業	鉄道事業者に対する支援(9,800千円) 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の減少が続いている鉄道事業者を支援し、公共交通の運行継続を支援 (収入の計画額と見込額の乖離額の一部を沿線市町村における駅別利用者割合に応じて支援) ・弘南鉄道弘南線7,700千円(49,099千円×1/3×47.6%) ・弘南鉄道大鰐線2,100千円(7,895千円×1/3×81.1%)							○	
青森県	青森市	1	地域公共交通キャッシュレス化事業	青森市営バス、青森市市バス、シャトル・ルートバス「ねぶたん号」の乗車券販売窓口において、クレジットカード、電子マネー及びQRコードのキャッシュレス決済を導入		○						
青森県	青森市	2	令和2年度民間バス事業者支援緊急対策事業	民間バス事業者に対する支援(12,310千円) 新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外観光客の急減に伴い、甚大な影響を受けている市内の民間バス事業者に対して、事業の継続を下支えし、感染拡大防止にかかる経費の一部を助成(R2.6.4～R2.6.30) ・貸切バス 10万円/台(上限200万円)								
青森県	青森市	2	令和2年度タクシー事業者支援緊急対策事業	タクシー事業者に対する支援(14,624千円) 新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外観光客の急減に伴い、甚大な影響を受けている市内の民間バス事業者に対して、事業の継続を下支えし、感染拡大防止にかかる経費の一部を助成(R2.6.4～R2.6.30) ・法人 1万円/台(上限100万円、下限10万円) ・個人 10万円								
青森県	青森市	1	地域公共交通キャッシュレス化事業	新型コロナウイルス感染症予防対策と、感染収束後の観光需要の回復に向けた受け入れ環境の整備のため、市営バス車内と青森駅前発売所等の販売窓口のキャッシュレス決済及び地域連携ICカードを導入。(299,685千円)		○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和4年5月9日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用有無
		1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○		5/9まで申請したものに○		
青森県	青森市	2	令和3年度民間バス事業者支援緊急対策事業	民間バス事業者に対する支援(12,310千円) 新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外観光客の急減等に伴い、甚大な影響を受けている市内の民間バス事業者に対して、事業の継続を支援し、感染拡大防止にかかる経費の一部を助成(R3.7.1～R3.8.31) ・貸切バス 10万円/台(上限200万円)								○			
青森県	青森市	2	令和3年度タクシー事業者等支援緊急対策事業	タクシー事業者、運転代行業者、レンタカー事業者に対する支援(23,816千円) 新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外観光客の急減等に伴い、甚大な影響を受けている市内の民間バス事業者に対して、事業の継続を支援し、感染拡大防止にかかる経費の一部を助成(1事業者につき 上限100万円、下限10万円)(R3.7.1～R3.8.31) ①タクシー事業者 ・法人 1万円/台 ・個人 10万円 ②運転代行業者 ・1万円/台 ③レンタカー事業者(乗用車とバスの合計額) ・乗用車 1万円/台 ・バス 10万円/台								○			
青森県	むつ市	2	下北地域教育旅行バス運行助成事業	青森県内の学校の下北地域への教育旅行の貸切バス費用を助成(1台につき6万円、上限5台30万円)		○									
青森県	むつ市	2	プレミアム付タクシーチケット事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けているタクシー事業者に対して、プレミアム付タクシーチケットを発行。一人でも多くの市民にタクシーをご利用いただくことで、タクシー利用を促進しつつ、経済活動の活性化を図る。(14,000千円) ・発行総額 2,500万円 ・発行枚数 5,000セット(500円券×10枚=5,000円相当) ・販売価格 1セット3,000円 ・プレミアム分 2,000円 ・チケット取扱事業者 市内全タクシー事業者(8社)									○		
青森県	野辺地町	2	野辺地町新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者等交通対策事業費支援金	・路線バス事業者:上限100万円 ・貸切バス事業者:1事業者30万円 ・タクシー事業者:上限50万円 ・代行業者:上限30万円		○									
青森県	野辺地町	2	交通維持対策支援事業費	バス・タクシー事業者に対する支援(3,900千円) コロナ禍における乗合バスや貸切バス、タクシー事業者の厳しい経営状況を踏まえ、地域の移動手段を確保するため、バス、タクシーの車両維持のための支援を実施 ・路線バス事業者:50万円×路線数 上限100万円 ・貸切バス事業者:1事業者30万円 ・タクシー事業者:4万円×台数 上限50万円 ・運転代行業者:3万円×台数 上限30万円				○							
青森県	鶴田町	2	観光客二次交通助成事業	町内の観光スポットまでの二次交通に係るタクシー利用料金に対し補助		○									
青森県	東北町	2	タクシー・運転代行券付食事券発行事業	食事券にタクシー・運転代行券を付けて販売		○									
青森県	おいらせ町	2	事業継続支援給付金交付事業	緊急事態宣言下における休業要請、行動自粛により長引く影響を受けた町内の小規模事業者の事業継続を支援する。(79,700千円) (R2・1次補正分) 直近3か月の売上収入が前年同月と比較し減少した小規模企業者(飲食、露店商、タクシー、運転代行業)へ一律20万円を給付 (R2・2次補正分) 令和2年6月～8月が前年同月比10%以上減少した小規模事業者に対し、一律20万円を給付する。また、宴会場を所有する飲食店には、宴会場の規模に応じて加算給付し、タクシー業、自動車運転代行業は、営業車両2台目以降1台につき5万円を加算する。なお、加算給付基金額は30万円を上限とする。 (追加事業者支援分) R元年度又はR2年度と比較し、R3年度の事業収入が20%以上減収した小規模事業者(飲食店、露店商、タクシー、運転代行業、卸、小売、サービス業)に対し、一律10万円の給付金を支給する。	○	○				●					
青森県	おいらせ町	2	域内生活交通路線継続支援給付金	欠損見込額を補填する形で運行しているバス路線について、新型コロナウイルス感染症の影響により、交付基準である乗車密度が基準値を下回り、補助金が減額する見込みとなり、今後の運行が困難であることが判明したことから、給付金を支給することで路線の存続を図り、事業者支援を行うもの。(1,152千円) 給付金額1,152千円=R元年度補助金額2,326千円-R2年度補助金交付見込み額1,174千円		○									
青森県	おいらせ町	1, 2	新しい生活様式対応推進助成金交付事業	売上が減少した町内の小規模事業者(飲食、露店商、タクシー、運転代行業、卸、小売、サービス業)のうち、感染拡大防止と事業の維持発展のために「新しい生活様式」に対応する設備や機械、資材を町内業者を介して購入、整備した事業者に対して支援金を助成する。(5,498千円) R3年4月1日～12月末日まで、上限100千円				●							
青森県	黒石市	2	黒石市燃油価格高騰対策支援金	燃油価格高騰の影響を受けた市内の運送事業者等に対し、事業継続のための支援金を交付(6,140千円) ・市内に本店又は主たる事業所を置く事業者 ①貨物自動車運送事業 ②貨物利用運送事業 ③タクシー事業 ④自動車運転代行業 ・1事業者につき20万円(定額)※1回限り											

